

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく
地球温暖化対策計画書
作成の手引き

平成30年3月



目 次

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

- 1 地球温暖化とその影響 ----- 1
- 2 愛知県の取組 ----- 2

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法 ----- 4

- 1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要 ----- 4
- 2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者 ----- 6
- 3 提出書類等 ----- 14
- 4 地球温暖化対策計画書の作成 ----- 16
 - (1) 地球温暖化対策計画書提出書 ----- 16
 - (2) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制 ----- 18
 - (3) 温室効果ガス排出量の計算書 ----- 20
 - (4) 温室効果ガスの排出の状況 ----- 24
 - (5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量 ----- 26
 - (6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標 ----- 28
 - (7) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置 ----- 30
 - (8) クレジット等の利用、その他地球温暖化対策に係る措置 ----- 32
- 5 地球温暖化対策実施状況書の作成 ----- 34
- 6 計画書の変更、非該当届出等について ----- 44
- 7 温室効果ガス排出量等の公表について ----- 46

【参考資料】

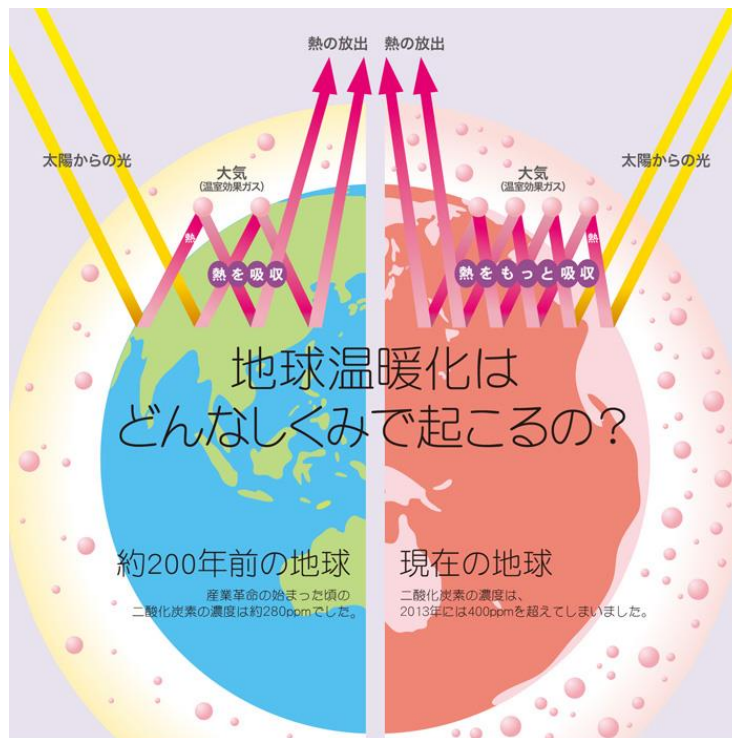
- 電子申請・届出システム利用案内 ----- 47
- 日本標準産業分類 ----- 53
- 算定方法・排出係数一覧 ----- 55
- その他参考資料 ----- 73

第1編 地球温暖化対策の推進に向けて

1 地球温暖化とその影響

地球は、太陽からのエネルギーで暖められ、暖められた地球が放出する熱（赤外線）を、大気に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスが吸収し、対流圏の大気を暖めています。このため、地球の平均気温は現在 15℃前後と、人間を始め生物が生きるのに適した環境が保たれています。

しかし、18 世紀後半から始まった産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料を大量に燃焼して使用することで、大量の二酸化炭素が排出されるようになりました。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書によれば、この結果、1880 年から2012 年までに、世界の平均気温は0.85 度上昇したとされています。



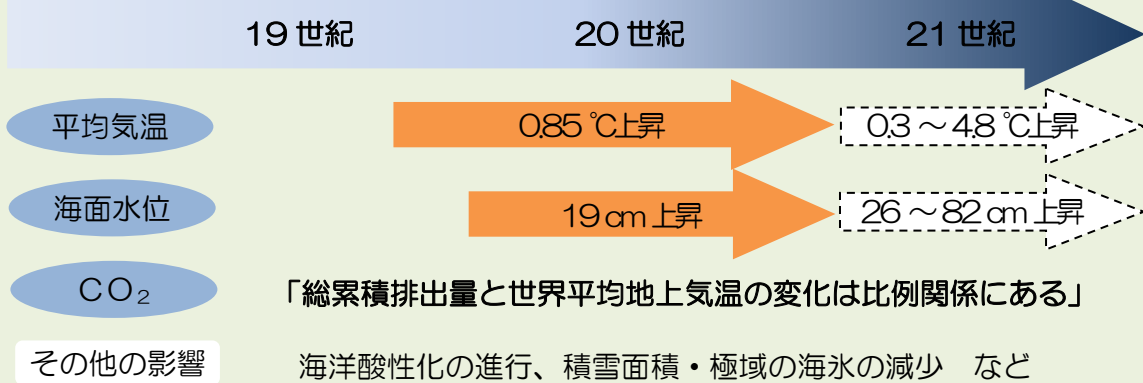
(出典) 全国地球温暖化防止活動推進センター

今後、地球温暖化の一層の進行によって、気温や海面の上昇のほか、洪水、熱波等の異常気象、干ばつの増大、マラリア等の感染症の拡大、一部の動植物の絶滅、穀物生産量の減少、水資源への悪影響など、人類や生態系への様々な悪影響のリスクが、温度上昇の大きさに応じて増大することが予測されています。

こうした問題に対処するため、温室効果ガスの排出量を早期に、大幅に削減することが必要となっています。

IPCC 第5次評価報告書（2013～2014年）より

温暖化の要因：「人間活動が主な要因であった可能性が極めて高い」



国際目標（産業化前からの気温上昇を2度未満に抑える）を達成するためには・・・
 温室効果ガス排出量：2050 年までに 2010 年比で 40～70%削減＋今世紀末までにほぼゼロ

2 愛知県の取組

(1) 取組の経緯

本県では、京都議定書の発効に向けた動きや国の大綱の見直しの検討状況を踏まえ、2005（平成17）年に、「あいち地球温暖化防止戦略」を策定し、2012（平成24）年には、「あいち地球温暖化防止戦略2020」へ改訂し、施策の充実強化を図ってきました。

その後、京都議定書に代わる2020年以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」の採択・発効や、我が国における2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標の設定とその目標達成のための「地球温暖化対策計画」の閣議決定など、社会情勢には大きな変化があります。

本県では、こうした社会情勢の変化等に対応し、中長期の地球温暖化防止の取組を積極的に推進するため、2018（平成30）年2月、新戦略として「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、戦略に掲げた温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向け、県民、事業者、市町村などのあらゆる主体と問題意識を共有しながら、積極的に取組を進めています。

本県の主な取組の経緯

年	主な取組
1994	「あいちエコプラン21」策定
2000	「あいちエコプラン2010」策定
02	「あいち新世紀自動車環境戦略」策定
03	「県民の生活環境の保全等に関する条例」公布 愛知県地球温暖化防止活動推進センターを指定
04～	愛知県地球温暖化防止活動推進員を委嘱開始 「地球温暖化対策計画書」提出制度開始
05	「あいち地球温暖化防止戦略」策定
07～	「あいちエコチャレンジ21」県民運動の実施
12	「あいち地球温暖化防止戦略2020」策定 「県民の生活環境の保全等に関する条例」の一部改正
18	「あいち地球温暖化防止戦略2030」策定

(2) 愛知県の地球温暖化対策計画書制度の経緯

本県では、従前の愛知県公害防止条例を全面的に改正した「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成15年3月公布）において、温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業所を設置する者に対し、温室効果ガスの排出抑制に関する計画書（地球温暖化対策計画書）及び計画に基づく措置の状況書（地球温暖化対策実施状況書）を知事へ提出することを義務づける規定を設け、平成16年4月から施行しました。

この地球温暖化対策計画書制度は、各事業者が自らの温室効果ガスの排出状況を把握した上で、できる限りの削減対策を模索検討し、各事業者の実態に即した計画的な取組を進めることにより、温室効果ガスの排出削減につなげることを目的としています。

この制度について、平成24年3月に「県民の生活環境の保全等に関する条例」等を一部改正し、対象者を温室効果ガス総排出量が相当程度多い者とする事業者単位の制度へ見直すとともに、県による温室効果ガス排出量等の公表規定の追加や提出書類の様式化、電子届出への対応を行い、平成25年4月から施行することとしました。

＜資料＞県民の生活環境の保全等に関する条例及び施行規則（抜粋）

（地球温暖化対策計画書関係部分）

条 例	施 行 規 則
<p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p> <p>第73条 温室効果ガスの総排出量が相当程度多い者として規則で定めるもの（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 地球温暖化対策事業者は、前項の規定により地球温暖化対策計画書を作成したときは、その内容を公表するよう努めなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による地球温暖化対策計画書の提出があったときは、温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の状況その他の規則で定める事項を公表するものとする。</p> <p>（地球温暖化対策実施状況書の作成等）</p>	<p>（地球温暖化対策事業者）</p> <p>第80条 条例第73条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）とする。</p> <p>一 県内（名古屋市の区域を除く。以下この節において同じ。）に設置している全ての工場等における事業活動について、燃料並びに他人から供給された熱及び電気の年度の使用量をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第4条各項の規定の例により原油の数量に換算した量を合算した量の合計量が千五百キロリットル以上である者</p> <p>二 県内に設置している全ての工場等における事業活動に係る温室効果ガスである物質の排出量の合計量について、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第六号から第十二号までのいずれかに該当する者であって、常時使用する従業員の数が二十一人以上であるもの</p> <p>2 連鎖化事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「者（）」とあるのは「連鎖化事業者（）」と、同項各号中「県内」とあるのは「連鎖化事業者が県内」と、「工場等」とあるのは「工場等（加盟者が連鎖化事業に係る工場等として県内に設置している工場等を含む。）」と、「者」とあるのは「連鎖化事業者」とする。</p> <p>3 この節において「連鎖化事業者」とは連鎖化事業を行う者をいい、「加盟者」とは連鎖化事業に加盟する者をいい、「連鎖化事業」とは定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、加盟者が設置している工場等における温室効果ガスの排出に関する事項であって知事が定めるものに係る定めがあるものをいう。</p> <p>（地球温暖化対策計画書の作成等）</p>
<p>第74条 地球温暖化対策事業者は、規則で定めるところにより、毎年度、地球温暖化対策計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施の状況を記載した書面（以下「地球温暖化対策実施状況書」という。）を作成し、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、地球温暖化対策実施状況書について準用する。</p> <p>（地球温暖化対策計画書等の提出に係る勧告）</p> <p>第75条 知事は、地球温暖化対策事業者が第73条第1項又は前条第1項の規定により地球温暖化対策計画書又は地球温暖化対策実施状況書を提出しないときは、その者に対し、これを提出すべきことを勧告することができる。</p>	<p>第81条 条例第73条第1項の地球温暖化対策計画書は、事業者が地球温暖化対策事業者に該当することとなった年度の翌年度から原則として三年ごとに当該期間を計画期間として作成するものとする。</p> <p>2 条例第73条第1項の地球温暖化対策計画書及び条例第74条第1項の地球温暖化対策実施状況書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制</p> <p>二 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>三 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標及び措置</p> <p>3 条例第73条第1項の規定による地球温暖化対策計画書の提出は、第1項に規定する計画期間の初年度の七月末日までに、地球温暖化対策計画書提出書（様式第四十八）によってしなければならない。</p> <p>4 条例第74条第1項の規定による地球温暖化対策実施状況書の提出は、毎年度七月末日までに、地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第四十九）によってなければならない。</p> <p>5 条例第73条第3項（条例第74条第2項において準用する場合を含む。）の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、公表することにより地球温暖化対策事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると知事が認める情報を除く。</p> <p>一 氏名又は名称及び住所並びに県内の主たる工場等の名称及び所在地</p> <p>二 主たる事業（連鎖化事業者にあつては、連鎖化事業）の業種</p> <p>三 温室効果ガスの排出の状況</p> <p>四 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標（条例第74条第2項において準用する場合にあつては、温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況）</p>

第2編 地球温暖化対策計画書及び実施状況書の作成方法

1 地球温暖化対策計画書・実施状況書の概要

条例第73条において、温室効果ガスの総排出量が相当程度多い者（＝地球温暖化対策事業者：6ページ参照）は、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画書（＝地球温暖化対策計画書 以下「計画書」という。）を計画期間（原則3年）毎に作成し、提出することが義務づけられています。

また、条例第74条では、毎年度、計画書に基づく実施の状況を記載した書面（＝地球温暖化対策実施状況書 以下「実施状況書」という。）を作成し、提出することが義務づけられています。

(1) 地球温暖化対策計画書

対象事業者に該当することとなった翌年度から3か年度の計画を作成し、提出します（作成及び提出は3年ごと）。

(2) 地球温暖化対策実施状況書

計画書に基づく排出抑制措置及び目標の達成状況について、計画書提出の翌年度から毎年度作成し、提出します（作成及び提出は毎年度）。

計画書等提出スケジュール

平成25年度	計画書提出(計画期間:25～27年度) ※
平成26年度	↓ 実施状況書提出(平成25年度実績)
平成27年度	↓ 実施状況書提出(平成26年度実績)
平成28年度	計画書提出(計画期間:28～30年度) 実施状況書提出(平成27年度実績)
平成29年度	↓ 実施状況書提出(平成28年度実績)
平成30年度	↓ 実施状況書提出(平成29年度実績)
平成31年度	計画書提出(計画期間:31～33年度) 実施状況書提出(平成30年度実績)
平成32年度	↓ 実施状況書提出(平成31年度実績)
平成33年度	↓ 実施状況書提出(平成32年度実績)
平成34年度	計画書提出(計画期間:34～36年度) 実施状況書提出(平成33年度実績)
...	↓

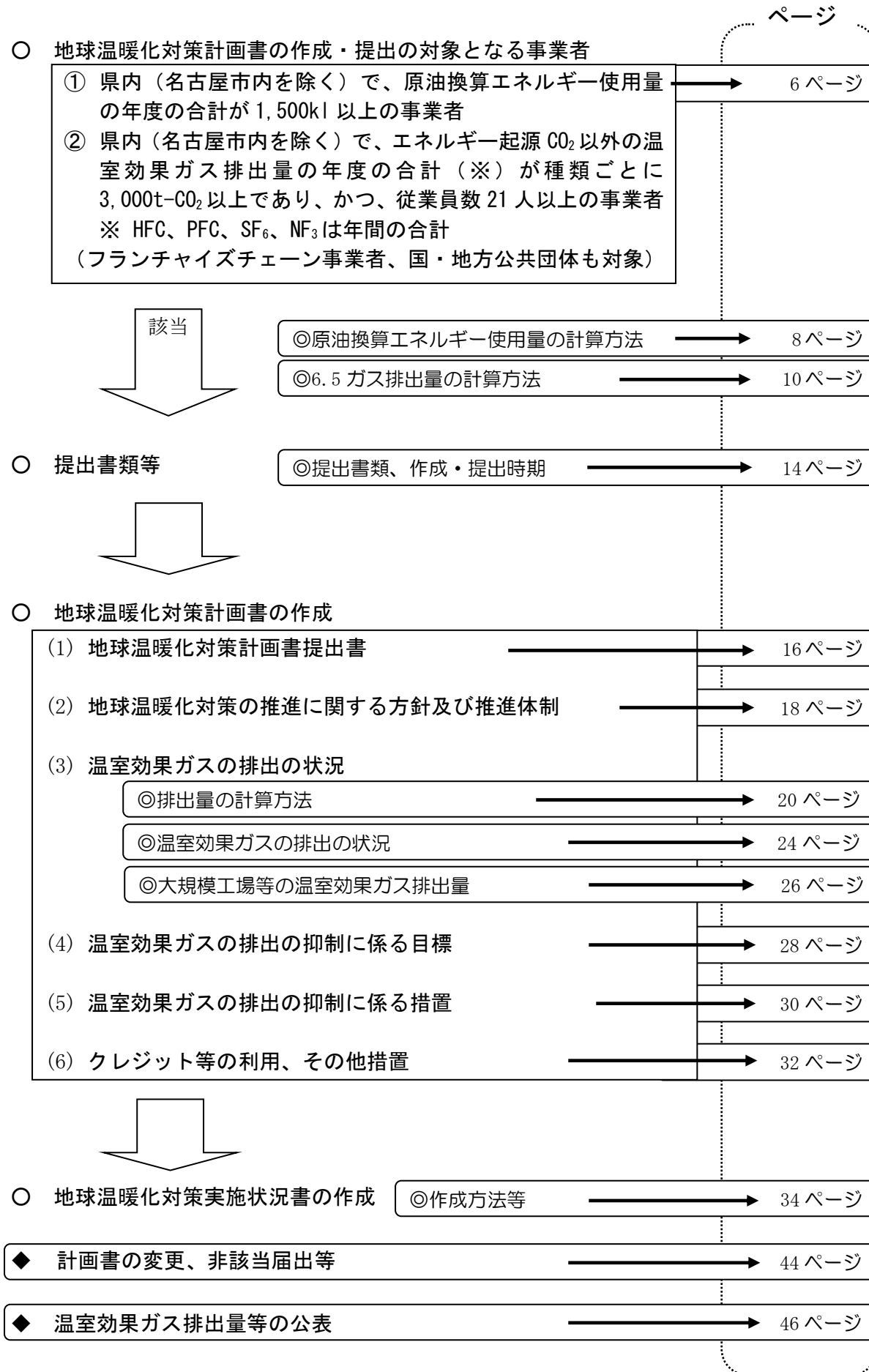
提出時期は毎年度4～7月

※ 平成25年度においては、一部の事業所は旧制度に基づく計画期間の途中だが、制度改正に伴い、全ての地球温暖化対策事業者が新たな計画書を作成・提出

※ 旧制度に基づいた計画書を提出している事業所においては、平成25年度に旧制度に基づいた実施状況書を提出（新制度に基づく実施状況書は、平成26年度から提出）

県条例に基づく地球温暖化対策計画書制度ウェブサイト
<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

地球温暖化対策計画書等の作成フロー



2 地球温暖化対策計画書等の作成・提出の対象となる事業者

(1) 地球温暖化対策事業者（対象事業者）

この条例に基づく計画書等の作成・提出の対象となる地球温暖化対策事業者は、以下の温室効果ガスの種類ごとに、以下の要件に該当する事業者です。

該当する温室効果ガスの種類についてのみ、計画書等の作成・提出が必要です。

エネルギー使用量・温室効果ガス排出量については、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における合計値で判断します（従業員数については事業者全体（県外を含む）の値です。）。

※ エネルギー使用量・温室効果ガス排出量の算定方法は、省エネ法・温対法政省令と同様です。

温室効果ガスの種類	対象となる事業者
○エネルギー起源 CO₂ （燃料の燃焼、他人から供給された電気又は熱の使用に伴い排出される CO ₂ ）	・ 県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量の年度の合計が 1,500kl 以上となる事業者
上記以外の温室効果ガス（6.5 ガス） ○非エネルギー起源 CO₂ ○メタン（CH₄） ○一酸化二窒素（N₂O） ○ハイドロフルオロカーボン（HFC） ○パーフルオロカーボン（PFC） ○六ふっ化硫黄（SF₆） ○三ふっ化窒素（NF₃）	・ 次の①及び②の両方の要件を満たす事業者 ①算定対象となる事業活動（10,12 ページ参照）が行われており、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における排出量の年度の合計※が、温室効果ガスの種類ごとに、3,000t-CO ₂ 以上 ②事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員の数が 21 人以上 ※ HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ は年間の合計 ※ 非エネルギー起源 CO ₂ は、エネルギー起源 CO ₂ の排出量と合算しない。

(2) 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

フランチャイズチェーンを展開する連鎖化事業者は、加盟店も含めたエネルギー使用量や温室効果ガス排出量が（1）の要件に該当する場合、地球温暖化対策事業者として対象となります。

なお、連鎖化事業とは、条例施行規則及び愛知県告示により以下のとおり規定されています。

※ 連鎖化事業とは、

定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号等を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款（約款に規定するマニュアル等を含む。）に、加盟者が設置している事業所における次の事項についての定めがあるもの

- 1 エネルギー起源 CO₂
 - (1) エネルギーの使用の状況の報告に関する事項
 - (2) 空気調和設備、冷凍機器若しくは冷蔵機器、照明器具又は調理用機器若しくは加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項
- 2 前項以外の温室効果ガス（6.5 ガス）
 - (1) 温室効果ガスの排出を伴う事業活動の状況の報告に関する事項
 - (2) (1)の報告に係る温室効果ガスの区分に応じ、温対法施行令 別表第7から別表第12までに掲げる事業活動に係る設備の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項

(3) 国・地方公共団体について

ア 国の場合

省ごとに(1)の要件に該当する場合、地球温暖化対策事業者として対象となります。

イ 地方公共団体の場合

地方公共団体が設置している一部の事業所の資産管理等を、各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、首長部局等とは別の独立した事業者として捉えます。

① 首長部局等とは独立した者が届出者となる事業

- ・地方公営企業（水道事業、交通事業、電気・ガス事業等、管理者が設置されている場合のみ）
- ・警察組織（県公安委員会）
- ・学校等（教育委員会）
- ・一部事務組合、広域連合等

② 首長が届出者となる事業

- ・消防組織、 指定管理者、 選挙管理委員会 等

③ その他事業形態による取扱

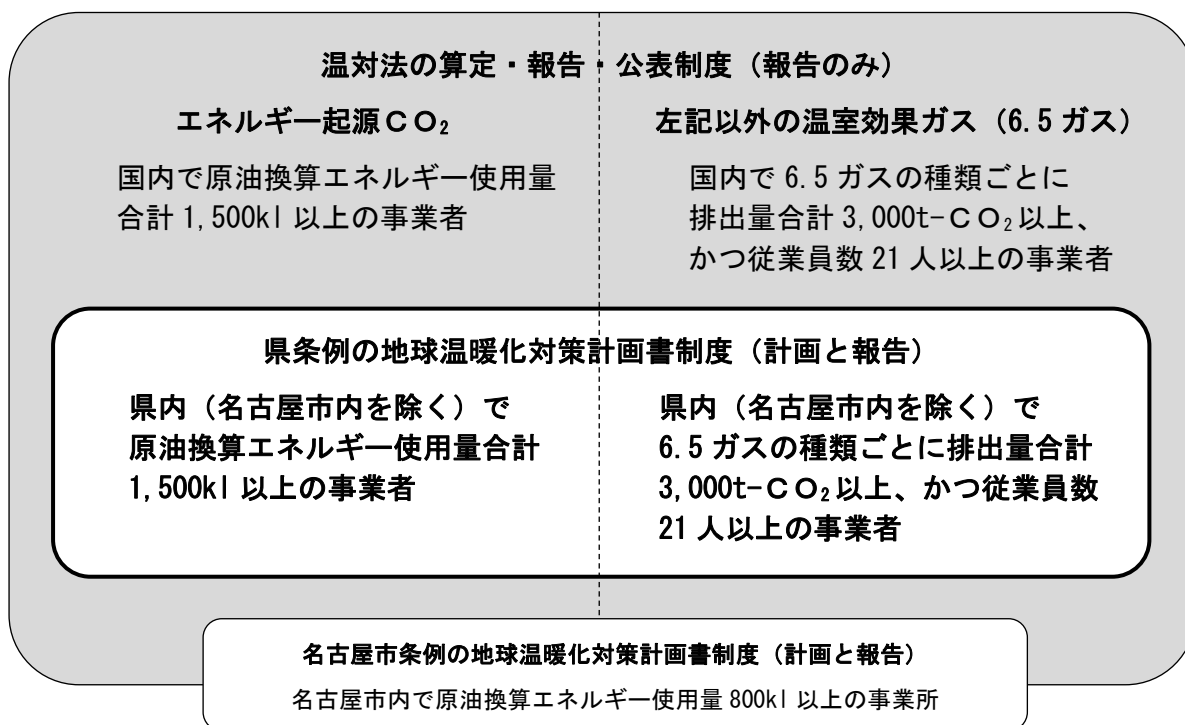
- ・事務の委託 → 事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関
- ・PFI (Private Finance Initiative) → 事業ごとに、財産・施設等の設置・更新権限がある者

<参考>

名古屋市内の事業所については、愛知県の条例（地球温暖化に関する部分）は適用されません。
ただし、名古屋市の条例（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）に基づき、燃料、熱及び電気の年度の使用量の合算が、原油換算で800kl以上の事業所については、「地球温暖化対策計画書」等を名古屋市に提出する必要があります。（事業所単位の制度）

<問い合わせ先> 名古屋市環境局環境企画部 環境活動推進課 電話：052-972-2693

温対法等と県条例の対象規模



(4) 原油換算エネルギー使用量について

ア エネルギーの使用とは

燃料の使用	①原油及び揮発油（ガソリン）、重油、その他石油製品 ②可燃性天然ガス ③石炭及びコークス、その他石炭製品 であって、燃焼その他の用途(燃料電池による発電)に供するもの
他人から供給された熱の使用	上記に示す燃料を熱源とする熱（蒸気、温水、冷水など）
他人から供給された電気の使用	上記に示す燃料を起源とする電気

- 注) 1 太陽光・風力などの自然エネルギー、廃棄物からの回収エネルギーは対象外です。
2 自家発電による電気は、発電に利用した燃料の使用量で把握します。
3 自動車等の移動体は、事業所内のみを走行するもののエネルギー使用量(ガソリン、軽油等)が対象です。

イ エネルギー使用量の算定の対象期間

計画書・実施状況書を提出する年度の前年度（前年4月～当年3月）

ウ 原油換算エネルギー使用量の算定方法

Σ （エネルギー種類ごとの使用量×単位発熱量）×原油換算係数

- ※ エネルギー種類ごとに単位発熱量を乗じた値を合算して、原油換算係数を乗じる。
エネルギー使用量の算定方法は、省エネ法政省令と同様です。

エ 原油換算エネルギー使用量の計算書について（計算書①）

「計算書①：エネルギー使用量及びエネルギー起源 CO₂ 排出量※」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における原油換算エネルギー使用量合計を計算できます。

※ 計画書提出書エクセルファイル内にある。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

- 1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力します。
- 2：この「②使用量」に対し、燃料等の種類ごとに「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。
- 3：この「③熱量」の合計に対し、原油換算係数 0.0258(kl/GJ)が掛けられて、「④原油換算エネルギー使用量」が算出されますので、1,500kl 以上か否か確認します。
(A) = (③の合計) × 0.0258

<参考：1年間のエネルギー使用量 1,500kl の目安>

事業所の立地条件や施設の構成等によってエネルギーの使用量は異なりますが、一般的な目安として例示すると次のとおりです。

小売店舗（延べ床面積） 約3万 m ² 程度	コンビニエンスストア（店舗数） 30～40 店舗程度
オフィス・事務所（電力使用量） 約600万 kWh/年程度	ファーストフード店（店舗数） 25 店舗程度
ホテル（客室数） 300～400 室程度	ファミリーレストラン（店舗数） 15 店舗程度
病院（病床数） 500～600 床程度	フィットネスクラブ（店舗数） 8 店舗程度

① ② ③

【計算書①】エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

種類	単位発熱量		使用量		熱量		販売した副生エネルギーの量		熱量		排出係数		二酸化炭素排出量	
	①	②	③=①×②	④	⑤=③×④	⑥	⑦=⑤×⑥	⑧	⑨=⑧×⑦	⑩	⑪=⑩×⑨	⑫	⑬=⑫×⑪	⑭=⑬×⑫
原油（コンデンセートを除く）	38.2	GJ/kL										0.0157	t-C/GJ	
原油のうちコンデンセート（NGL）	35.3	GJ/kL										0.0154	t-C/GJ	
揮発油（ガソリン）	34.6	GJ/kL												
ナフテン	32.6	GJ/kL												
灯油	36.7	GJ/kL												
軽油	37.7	GJ/kL												
A重油	39.1	GJ/kL												
B重油	41.9	GJ/kL												
石油アスファルト	40.9	GJ/t												
石油コークラス	29.9	GJ/t												
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	56.8	GJ/m ³											
	石油系炭化水素ガス	44.9	GJ/m ³											
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	34.6	GJ/t									0.0135	t-C/GJ	
	その他可燃性天然ガス	43.5	GJ/m ³											
石炭	原料	29	GJ/t											
	一般	25.7	GJ/t											
	無煙	26.9	GJ/t											
石炭コークラス		29.4	GJ/t											
コールター		37.3	GJ/t									0.0259	t-C/GJ	
コークラス		21.1	GJ/m ³									0.011	t-C/GJ	
高炉ガス		3.41	GJ/m ³									0.0283	t-C/GJ	
転炉ガス		8.41	GJ/m ³									0.0384	t-C/GJ	
都市ガス	東邦ガス	13A-45GJ/m ³	45	GJ/m ³								0.0139	t-C/GJ	
	東邦ガス以外	13A-45GJ/m ³	45	GJ/m ³								0.0139	t-C/GJ	
その他の燃料	その他の単位発熱量・排出係数													
産業用産業気		1.92	GJ/GJ									0.06	t-C/GJ	
産業用以外の蒸気		1.36	GJ/GJ									0.057	t-C/GJ	
電		1.36	GJ/GJ									0.057	t-C/GJ	
冷		1.36	GJ/GJ									0.057	t-C/GJ	
小計														
電気事業者（中部電力）	昼間（8時～22時）	9.97	GJ/kWh											
	夜間（22時～8時）	9.28	GJ/kWh											
その他電気事業者	昼間（8時～22時）（事業者名）	9.97	GJ/kWh											
	夜間（22時～8時）（事業者名）	9.28	GJ/kWh											
上記以外の買電	（事業者名）	9.76	GJ/kWh											
自家発電※1	（事業者名）													
小計														
業による電気事業・熱供給※2	供給した熱（副生エネルギーでないもの）													
	供給した電													
小計														
合計														
原油換算エネルギー使用量(kl)														

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年度のエネルギー種別ごとの使用量合計を入力することにより、①原油換算エネルギー使用量が自動計算される。

使用量、販売した副生エネルギーの量は、整数値（少数第1位を四捨五入）で入力

その他の燃料、独自の単位発熱量（熱関係）を使用する時は、この欄を利用する。

1,500kl以上なら対象

※1 「自家発電」の排出係数については、発電するために投入した燃料使用量から算出すること。
 ※2 「電気事業・熱供給による供給」の欄については、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入するとともに、その排出係数については、熱及び電気を発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出すること。
 ※3 「供給した熱」の排出係数については、熱を発生させるために電気を発生させた場合は、その電気量には実排出係数及び調整後排出係数を乗じそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させるために電気を発生していない場合は、排出係数は同じ値となる。

(5) 6.5 ガスの排出量について

ア 6.5 ガスの種類と算定対象期間

非エネルギー起源 CO ₂ メタン (CH ₄) 一酸化二窒素 (N ₂ O)	計画書・実施状況書を提出する年度の前年度 (前年 4 月～当年 3 月)
ハイドロフルオロカーボン (HFC) パーフルオロカーボン (PFC) 六ふっ化硫黄 (SF ₆) 三ふっ化窒素 (NF ₃)	計画書・実施状況書を提出する年の前年 (前年 1 月～12 月)

イ 6.5 ガスの排出量の算定方法

- 1 : 温室効果ガスごとに、排出している事業活動の抽出
- 2 : 事業活動ごとの排出量の算定：温室効果ガス排出量 (t-ガス) = 活動量 × 排出係数
- 3 : 排出量の合計値の算定：事業活動ごとに算定した排出量を、温室効果ガスごとに合算
- 4 : 排出量の CO₂ 換算値 (温室効果ガスごと) :

$$\text{温室効果ガス排出量 (t-CO}_2\text{)} = \text{温室効果ガス排出量 (t-ガス)} \times \text{地球温暖化係数}$$

(71 ページ 参照)

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

ウ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量の計算書について (計算書②)

「計算書②：非エネルギー起源 CO₂ 排出量」を用いて、県内 (名古屋市内を除く) の全ての事業所における非エネルギー起源 CO₂ 排出量合計を計算できます。

- 1 : 次の事業活動が行われているか確認します (業種限定ではありません。)

非エネルギー起源二酸化炭素 (CO ₂)
原油又は天然ガスの試掘
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
原油又は天然ガスの生産
セメントの製造
生石灰の製造
ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造
ソーダ灰の製造
ソーダ灰の使用
アンモニアの製造
シリコンカーバイドの製造
カルシウムカーバイドの製造
エチレンの製造
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用
電気炉を使用した粗鋼の製造
ドライアイスの使用
噴霧器の使用
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用

- 2 : 対象となる排出活動、区分に対し、単位に注意しつつ、前年度の「①活動量」を入力します。
- 3 : この「①活動量」に対し、排出活動、区分ごとに、「②排出係数」が掛けられて、「③二酸化炭素排出量」が算出されます。
- 4 : この「③二酸化炭素排出量」について、廃棄物原燃料使用分も含めて合計されることにより、「④非エネルギー起源 CO₂ 排出量」が算出されますので、3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書②】非エネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

①

②

③

	対象となる排出活動、区分		活動量		排出係数	二酸化炭素排出量
			①		②	③=①×②
			数値	単位	単位	t-CO ₂
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分を除く）	廃棄物の焼却	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）		t	2.92 t-CO ₂ /t	
		合成繊維		t	2.29 t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ		t	1.72 t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t	2.55 t-CO ₂ /t	
		その他の廃プラスチック類		t	2.77 t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RPF）		t	1.57 t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RDF）		t	0.775 t-CO ₂ /t	
		セメント製造				
	生石灰の製造	石灰		t	0.76 t-CO ₂ /t	
		ドロマイト		t	1.10 t-CO ₂ /t	
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石灰		t	0.005 t-CO ₂ /t	
		ドロマイト		t	0.005 t-CO ₂ /t	
		ソーダ灰の製造				
		ソーダ灰の使用				
	アンモニアの製造	石炭（一般・輸入）		t	2.3 t-CO ₂ /t	
		ナフサ		kL	2.2 t-CO ₂ /kL	
		石油コークス		t	2.8 t-CO ₂ /t	
		液化石油ガス（LPG）		t	3.0 t-CO ₂ /t	
		液化天然ガス（LNG）		t	2.7 t-CO ₂ /t	
		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）		千Nm ³	2.2 t-CO ₂ /千Nm ³	
		コークス炉ガス		千Nm ³	0.85 t-CO ₂ /千Nm ³	
		石油系炭化水素ガス				
		シリコンカーバイドの製造				
	カルシウムカーバイドの製造	生石灰の製造		t	0.76 t-CO ₂ /t	
		生石灰の還元		t	1.10 t-CO ₂ /t	
		エチレンの製造				
		カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用				
		電気炉を使用した粗鋼の製造				
		ドライアイスとしてのCO ₂ 使用量				
		噴霧器の使用によるCO ₂ 排出量				
	その他					
合計（廃棄物原燃料使用分を除く）						
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分）	廃棄物の焼却 （化石燃料に代えて 燃焼の用に供される 場合）	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）		t	2.92 t-CO ₂ /t	
		合成繊維		t	2.29 t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ		t	1.72 t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t	2.55 t-CO ₂ /t	
		その他の廃プラスチック類		t	2.77 t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RPF）		t	1.57 t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RDF）		t	0.775 t-CO ₂ /t	
	製品の製造の用途への使用	廃ゴムタイヤ		t	1.72 t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t	2.55 t-CO ₂ /t	
		その他の廃プラスチック類		t	2.77 t-CO ₂ /t	
	廃棄物燃料の使用	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）から製造される燃料油		kL	2.63 t-CO ₂ /kL	
		廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く）		kL	2.62 t-CO ₂ /kL	
		ごみ固形燃料（廃棄物に該当しないRPF）		t	1.57 t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（廃棄物に該当しないRDF）		t	0.775 t-CO ₂ /t	
		その他				
合計（廃棄物原燃料使用分）						

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年度の排出活動・区分ごとの活動量合計を入力することにより、⑥非エネルギー起源CO₂排出量が自動計算される。

全社従業員数 21 人以上であり
廃棄物原燃料使用分も含めて、
3,000t-CO₂以上なら対象 **⑥**

エ その他温室効果ガスの計算書について（計算書③）

「計算書③：その他温室効果ガス排出量」を用いて、県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所におけるメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素のそれぞれの排出量合計を計算できます。

1：次の事業活動が行われているか確認します（業種限定ではありません。）。

メタン (CH ₄)	一酸化二窒素 (N ₂ O)
燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用	燃料の燃焼の用に供する施設及び機械器具における燃料の使用
電気炉における電気の使用	原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施
石炭の採掘	原油又は天然ガスの生産
原油又は天然ガスの試掘	アジピン酸等化学製品の製造
原油又は天然ガスの性状に関する試験の実施	麻酔剤の使用
原油又は天然ガスの生産	家畜の排せつ物の管理
原油の精製	耕地における肥料の使用
都市ガスの製造	耕地における農作物の残さの肥料としての使用
カーボンブラック等化学製品の製造	農業廃棄物の焼却
家畜の飼養（消化管内発酵）	工場廃水の処理
家畜の排せつ物の管理	下水、し尿等の処理
稲作	廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用
農業廃棄物の焼却	
廃棄物の埋立処分	
工場廃水の処理	
下水、し尿等の処理	
廃棄物等の焼却もしくは製品の製造の用途への使用・廃棄物燃料の使用	

ハイドロフルオロカーボン (HFC)	パーフルオロカーボン (PFC)
クロロジフルオロメタン(HCFC-22)の製造	アルミニウムの製造
ハイドロフルオロカーボン (HFC) の製造	パーフルオロカーボン (PFC) の製造
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の製造における HFC の封入	半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における PFC の使用
業務用冷凍空気調和機器の使用開始における HFC の封入	溶剤等の用途への PFC の使用
業務用冷凍空気調和機器の整備における HFC の回収及び封入	
家庭用電気冷蔵庫等 HFC 封入製品の廃棄における HFC の回収	
プラスチック製造における発泡剤としての HFC の使用	
噴霧器及び消火剤の製造における HFC の封入	
噴霧器の使用	
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における HFC の使用	
溶剤等の用途への HFC の使用	

六ふっ化硫黄 (SF ₆)
マグネシウム合金の製造
六ふっ化硫黄 (SF ₆) の製造
変圧器等電気機械器具の製造及び使用の開始における SF ₆ の封入
変圧器等電気機械器具の使用
変圧器等電気機械器具の点検における SF ₆ の回収
変圧器等電気機械器具の廃棄における SF ₆ の回収
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における SF ₆ の使用

三ふっ化窒素 (NF ₃)
三ふっ化窒素 (NF ₃) の製造
半導体素子等の加工工程でのドライエッチング等における NF ₃ の使用

2：温室効果ガスの種類ごとに、対象となる排出活動、区分や燃料種等を選択することにより、「②単位発熱量」、「③排出係数」等が入力されます。

（HFC、PFC では、温室効果ガスの種類も選択します。）

3：次に、単位に注意しつつ、前年度（HFC、PFC、SF₆、NF₃ は前年）の「①活動量」を入力すると、「②単位発熱量」、「③排出係数」、「④地球温暖化係数」が掛けられて、「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」が算出されます。

4：この「⑤温室効果ガス排出量（CO₂換算値）」について、温室効果ガスの種類ごとに合計されることにより、「㉟メタン排出量」、「㊱一酸化二窒素排出量」、「㊲ハイドロフルオロカーボン排出量」、「㊳パーフルオロカーボン排出量」、「㊴六ふっ化硫黄排出量」、「㊵三ふっ化窒素排出量」が算出されますので、それぞれ 3,000t-CO₂ 以上か否か確認します。

【計算書③】 その他温室効果ガス排出量（基準年度）

温室効果ガス	対象となる排出活動	区分	燃料種	①		②		③		④		⑤			
				活動量		単位発熱量		排出係数		地球温暖化係数		温室効果ガス排出量			
				数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位
メタン	合計											25			
				<p>対象となる排出活動、区分、燃料種を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p> <p>県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年度（HFC, PFC, SF₆, NF₃は前年）の排出活動・区分・燃料種ごとの活動量合計を入力することにより、③～⑤の排出量が自動計算される。</p>											
														25	
														25	
														25	
														25	
														25	
														25	
														25	
														25	
その他	合計											298			
				<p>対象となる排出活動、区分、燃料種を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p>											
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
温室効果ガス	合計											298			
				<p>ガス名、対象となる排出活動、区分を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p>											
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
温室効果ガス	合計											298			
				<p>ガス名、対象となる排出活動、区分を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p>											
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
														298	
温室効果ガス	合計											22,800			
				<p>対象となる排出活動、区分を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p>											
														22,800	
														22,800	
														22,800	
														22,800	
														22,800	
														22,800	
														22,800	
														22,800	
温室効果ガス	合計											17,200			
				<p>対象となる排出活動、区分を選択する。</p> <p>全社従業員数 21 人以上であり 3,000t-CO₂ 以上なら対象</p>											
														17,200	
														17,200	
														17,200	
														17,200	
														17,200	
														17,200	
														17,200	
														17,200	

3 提出書類等

(1) 提出書類及び記載項目

計画書等の作成・提出の対象となる地球温暖化対策事業者は、以下の書類を提出する必要があります。

① 地球温暖化対策計画書（計画期間の初年度（その後、原則3年ごと）に提出）

提出書類	記載項目
様式第48	地球温暖化対策計画書提出書
別紙1	1 地球温暖化の対策の推進に関する方針 2 地球温暖化の対策の推進体制
計算書	温室効果ガス排出量計算書
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（基準年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（基準年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）
別紙3	
別紙4	4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標 (1) 基準年度及び計画期間 (2) 排出の抑制に係る目標 (3) 目標設定の考え方
別紙5	5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置 (1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置
別紙6	(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用 (3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方 (4) その他地球温暖化対策に係る措置

② 地球温暖化対策実施状況書（計画書を提出した翌年度以降、毎年度提出）

提出書類	記載項目
様式第49	地球温暖化対策実施状況書提出書
別紙1	1 地球温暖化の対策の推進に関する方針 2 地球温暖化の対策の推進体制
計算書	温室効果ガス排出量計算書
別紙2	3 温室効果ガスの排出の状況 (1) 温室効果ガス別の排出量（実績年度） (2) 補整後の温室効果ガス排出量（実績年度） (3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）
別紙3	
別紙4	4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況 (1) 基準年度、計画期間及び実績年度 (2) 排出の抑制に係る目標の達成状況 (3) 達成状況とその主な要因
別紙5	5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況 (1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況
別紙6	(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績 (3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方 (4) その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

(2) 作成・提出時期

・地球温暖化対策計画書

原則3年度ごとの4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(計画書の変更時は速やかに再提出する必要があります(44ページ参照)。)

・地球温暖化対策実施状況書

計画書を提出した翌年度以降、毎年度4月1日から7月31日までの間に作成・提出します。

(3) 提出方法

・原則、あいち電子申請・届出システムで提出します(47ページ参照)。

提出先として(4)の県事務所等を選択

(https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action)

・やむを得ず紙書類で提出の場合は(4)の県事務所等に2部提出します。

(控えが必要な場合は3部、さらに郵送の場合は返信用封筒(切手を貼付)を同封)

(4) 提出先

計画書提出書の中で、県内(名古屋市内を除く)で主たる工場等(事業所)(16ページ参照)を選定・記入し、その所在地を所管する県事務所等の環境保全課に提出します。

提出先一覧

提出窓口	所管市町村	住所	電話	ファックス
東三河総局 環境保全課	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市	〒440-8515 豊橋市八町通5-4	0532-35-6112	0532-56-5188
東三河総局 新城設楽振興事務所 環境保全課	新城市、設楽町、東栄町、豊根村	〒441-1365 新城市字石名号 20-1	0536-23-2117	0536-22-2316
尾張県民事務所 環境保全課	一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、 岩倉市、清須市、北名古屋市、豊山 町、大口町、扶桑町 (環境保全第一グループ) 瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭 市、豊明市、日進市、長久手市、東 郷町(環境保全第二グループ)	〒460-8512 名古屋市中区三の 丸2-6-1	052-961-7254 (第一グループ) 052-961-7255 (第二グループ)	052-961-7285
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	津島市、愛西市、弥富市、あま市、 大治町、蟹江町、飛島村	〒496-8531 津島市西柳原町 1-14	0567-24-2131	0567-24-3008
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	半田市、常滑市、東海市、大府市、 知多市、阿久比町、東浦町、南知多 町、美浜町、武豊町	〒475-8501 半田市出口町1-36	0569-21-8111(代)	0569-31-1331
西三河県民事務所 環境保全課	岡崎市、西尾市、幸田町 (環境保全第一グループ) 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、 高浜市(環境保全第二グループ)	〒444-8551 岡崎市明大寺本町 1-4	0564-27-2875 (第一グループ) 0564-27-2876 (第二グループ)	0564-26-2228
西三河県民事務所 〔豊田庁舎〕 豊田加茂環境保全課	豊田市、みよし市	〒471-8503 豊田市元城町4-45	0565-32-7494	0565-32-3975

<参考>

名古屋市の条例に基づく地球温暖化対策計画書についての問い合わせ先

名古屋市環境局環境企画部 環境活動推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 電話：052-972-2693

4 地球温暖化対策計画書の作成

地球温暖化対策計画書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

(1) 地球温暖化対策計画書提出書（様式第 48）

① 提出者の郵便番号、住所、氏名

- ・法人の所在地（郵便番号）・・・本社所在地等
- ・法人の名称
- ・法人の代表者の役職名及び氏名（押印の必要はありません。）

※ 代表者から事務委任を受けている者の氏名で提出することもできますが、その場合、代表者からの委任状の写しを添付します（電子申請ではPDFファイルで添付）。

② 県内の主たる工場等の名称、所在地

県内（名古屋市内を除く）の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等から選定し、記入します（本条例において「工場等」は事業所全般を指す。以下同じ。）。
一度主たる工場等として選定したら、事業所が廃止されない限り変更しません。

→ 当該事業所のある市町村を所管する県事務所等に計画書等を提出することとなります。

③ 該当する事業者の要件

地球温暖化対策事業者として該当することとなった条例施行規則の要件を全て選択します。

- ・規則第 80 条-1-1 エネルギー使用量 1,500k1 以上
- ・規則第 80 条-1-2 6.5 ガス排出量 3,000t-CO₂ 以上
- ・規則第 80 条-2 連鎖化事業者（フランチャイズチェーン事業者）

※ 連鎖化事業者は、規則第 80 条-1-1 又は規則第 80 条-1-2 のいずれかを選択します。

④ 主たる事業の業種

事業者の主たる事業について、日本標準産業分類（53 ページ参照、平成 25 年 10 月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

⑤ 主たる事業の内容

県内（名古屋市内を除く）における主たる事業の内容を簡潔に記入します。

⑥ 事業者の規模

事業者の資本金、事業者全体（県外を含む）で常時使用する従業員数を記入します。

⑦ 連絡先

計画書提出書を作成・取りまとめをしている連絡先として、以下の内容を記入します。

- ・担当部署名・・・法人の名称を除き、それ以降の担当部署名を記入
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・担当者名
- ・電話番号
- ・ファクシミリ番号
- ・メールアドレス

→ 計画書制度の関係書類はこの連絡先に送付します。

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策計画書提出書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号	
提出者住所	
名称(カナ)	事業者の住所(本社所在地等)、事業者名等を記入
名称	
代表者氏名	代表者役職名・氏名を記入

県民の生活環境の保全等に関する条例第73条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書を提出します。

県内の主たる工場等の名称			県内（名古屋市内を除く）の事業所のうち、排出量の最も大きい事業所や取りまとめを行う事業所等について記入 →当該事業所のある市町村を所管する県事務所等に計画書を提出
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/>	規則第80条第1項第1号該当事業者	該当する要件を全てを選択 80条-1-1 エネルギー使用量1,500k1以上 80条-1-2 6.5ガス排出量3,000t-CO ₂ 以上 80条-2 フランチャイズチェーン事業者
	<input type="checkbox"/>	規則第80条第1項第2号該当事業者	
	<input type="checkbox"/>	規則第80条第2項該当事業者	
主たる事業の種類	大分類		事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択
	中分類		
主たる事業の内容			
事業者の規模	資本金		円
	常時使用する従業員数	事業者全体（県外を含む）の従業員数を記入	
地球温暖化対策計画書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	法人名を除き、それ以降の部署名を記入
		郵便番号	
		所在地	計画書制度の関係書類はこの連絡先に送付
	担当者名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
	メールアドレス		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 連鎖化事業者にあつては、「主たる事業の種類」欄及び「主たる事業の内容」欄には、連鎖化事業の種類又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

① 地球温暖化の対策の推進に関する方針

地球温暖化対策を推進していくにあたっての基本方針をはじめ、設備の維持管理方針や設備の新設・更新に対する方針（目標・投資基準など、できる限り明確な数値で示す。）、従業員の教育方針などについて、実情に即した取組方針を記入します。

② 地球温暖化の対策の推進体制

地球温暖化対策の推進体制について、組織間の関係や組織内の責任者や推進員などの関係を記入します。計画書制度の取りまとめ部署も分かるように記入します。

また、県外分等を含めて記入する場合は、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る部分が分かるようにします。

1 地球温暖化の対策の推進に関する方針

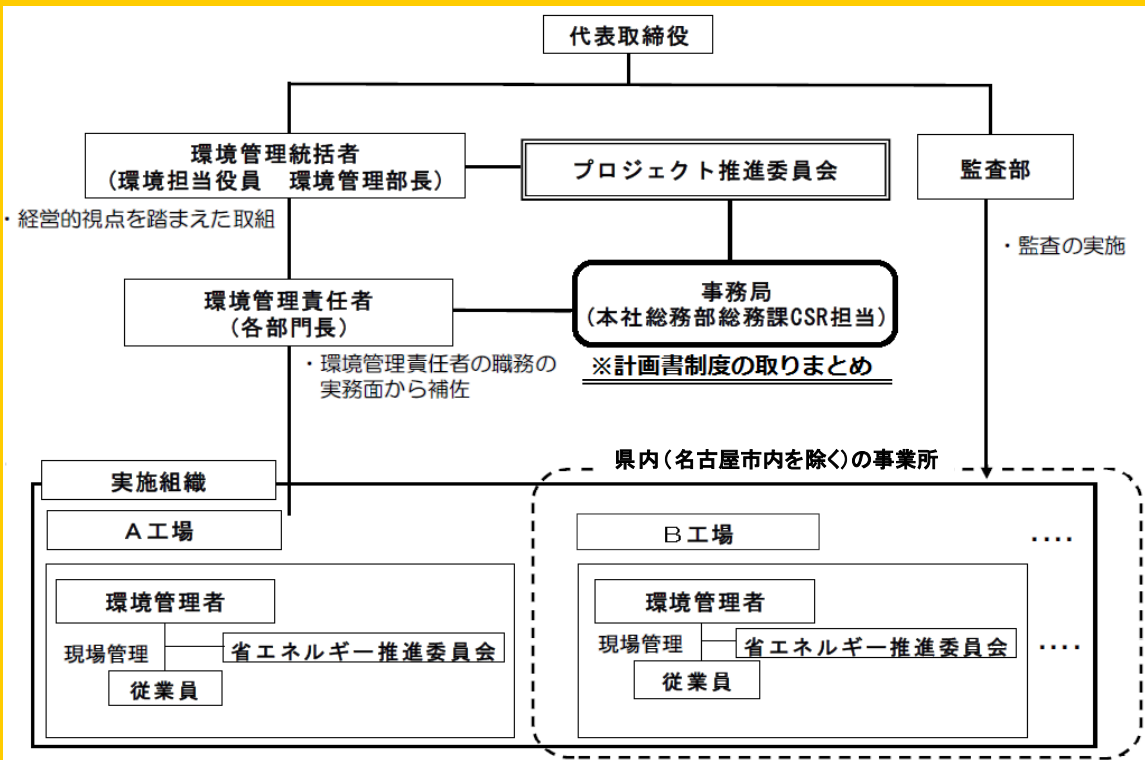
(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・ 機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・ 設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・ 効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・ この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・ 取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・ 従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化の対策の推進体制

(例)



(3) 温室効果ガス排出量の計算書（基準年度）

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所の排出量合計に関し、関係する計算書①～③を用いて算定します。

ア エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書①）

(ア) 排出量の計算式

エネルギー起源 CO₂ 排出量については、①燃料の使用、②他人から供給された熱の使用、③他人から供給された電気の使用による二酸化炭素排出量の合計です。

それぞれのエネルギーの使用量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

エネルギー起源CO₂排出量	=	エネルギー使用量	×	排出係数 (55°-ジ～)
---------------------------------	---	-----------------	---	-------------------------

なお、他人に電気又は熱を供給した場合、その分のエネルギーを生産するために排出された CO₂ 排出量を控除します（燃料を使用し自家発電した電気の販売も含む）。この量は、電気又は熱の供給量に排出係数（＝発電・熱の発生に係る CO₂ 排出量÷発電量・発生熱量）を乗じて算出します（ただし、電気事業者・熱供給事業者は配分前の排出量も算出します。）。

また、販売した副生エネルギー（燃料）がある場合も、その燃料を燃焼させた時に排出される CO₂ 排出量分を控除することができます。

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

(イ) 電気の排出係数

電気事業者から供給された電気を使用する場合、毎年度、国が電気事業者ごとの実排出係数と調整後排出係数を公表します。

この排出係数を使用し、実排出係数使用時と調整後排出係数使用時の2種類の二酸化炭素排出量を算定します（<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>）。

(ウ) エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書①について

エネルギー起源 CO₂ 排出量には、他人から供給された電気の使用に関して実排出係数を用いる排出量と調整後排出係数を用いる排出量の2つの値があります。

- 1：燃料等（燃料、熱及び電気）の種類に対し、単位に注意しつつ、前年度の「②使用量」を入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「③熱量」が算出されます。
- 2：次に、年度の「④販売した副生エネルギーの量」について、燃料等の種類に対し、単位に注意しつつ入力すると、燃料等の種類ごとに、「①単位発熱量」が掛けられて、「⑤熱量」が算出されます。
- 3：燃料及び熱については、「③熱量」と「⑤熱量」が算出されると、その差に「⑥排出係数」が掛けられて、燃料及び熱に係る「⑦二酸化炭素排出量」が算出されます。
- 4：電気については、購入した電気事業者に合わせて「⑥実排出係数及び調整後排出係数」を入力すると、電気に係る「⑧CO₂排出量（実排出係数使用時）」及び「⑨CO₂排出量（調整後排出係数使用時）」が算出され、さらに、「⑧CO₂排出量（実排出係数使用時）」及び「⑨CO₂排出量（調整後排出係数使用時）」のそれぞれ合計が算出されます。
- 5：なお、電気事業や熱供給業を行っている場合は、「電気事業・熱供給業による供給」欄を入力すると、「⑧CO₂排出量（実排出係数使用時）」及び「⑨CO₂排出量（調整後排出係数使用時）」の合計並びに「CO₂排出量（発電所等配分前）」が算出されます。

【計算書①】 エネルギー使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

種類	① 単位発熱量		② 使用量		③ 熱量		④ 販売した副生エネルギーの量		⑤ 熱量		⑥ 排出係数	⑦ ⑧×⑨×⑩×⑪ ⑫×⑬/⑭
	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量	単位	数量		
原油（コンデンセートを除く）	kJ/L	38.2	t		kJ		kJ		kJ		0.0187	t-CO ₂ /GJ
原油のうちコンデンセート（NGL）	kJ/L	35.3	t		kJ		kJ		kJ		0.0184	t-CO ₂ /GJ
揮発油（ガソリン）	kJ/L	34.6	t		kJ		kJ		kJ			
ナフ	kJ/L	33.6	t		kJ		kJ		kJ			
灯油	kJ/L	36.7	t		kJ		kJ		kJ			
軽油	kJ/L	37.7	t		kJ		kJ		kJ			
A重油	kJ/L	39.1	t		kJ		kJ		kJ			
B重油	kJ/L	41.9	t		kJ		kJ		kJ			
C重油	kJ/L	41.9	t		kJ		kJ		kJ			
石油アスファルト	kJ/t	40.9	t		kJ		kJ		kJ			
石油コークス	kJ/t	29.9	t		kJ		kJ		kJ			
石油ガス	kJ/m ³	36.8	t		kJ		kJ		kJ			
液化石油ガス（LPG）	kJ/m ³	44.9	t		kJ		kJ		kJ			
石油系炭化水素ガス	kJ/m ³	44.9	t		kJ		kJ		kJ			
可燃性天然ガス	kJ/m ³	34.6	t		kJ		kJ		kJ		0.0135	t-CO ₂ /GJ
その他可燃性天然ガス	kJ/m ³	43.5	t		kJ		kJ		kJ		0.0139	t-CO ₂ /GJ
原料	kJ/t	29	t		kJ		kJ		kJ		0.0245	t-CO ₂ /GJ
一般	kJ/t	25.7	t		kJ		kJ		kJ		0.0247	t-CO ₂ /GJ
無煙	kJ/t	26.9	t		kJ		kJ		kJ		0.0255	t-CO ₂ /GJ
石炭コークス	kJ/t	29.4	t		kJ		kJ		kJ			
コールターール	kJ/t	37.3	t		kJ		kJ		kJ			
コークス	kJ/t	21.1	t		kJ		kJ		kJ			
高炉ガス	kJ/m ³	3.41	t		kJ		kJ		kJ			
転炉ガス	kJ/m ³	8.41	t		kJ		kJ		kJ			
都市ガス	kJ/m ³	134-45	t		kJ		kJ		kJ		0.0139	t-CO ₂ /GJ
都市ガス以外	kJ/m ³	133-45	t		kJ		kJ		kJ		0.0139	t-CO ₂ /GJ
その他の燃料												
その他の単位発熱量・排出係数												
産業用蒸気	kJ/GJ	1.02	t		kJ		kJ		kJ		0.86	t-CO ₂ /GJ
産業用以外の蒸気	kJ/GJ	1.36	t		kJ		kJ		kJ		0.657	t-CO ₂ /GJ
蒸気	kJ/GJ	1.36	t		kJ		kJ		kJ		0.657	t-CO ₂ /GJ
冷水	kJ/GJ	1.36	t		kJ		kJ		kJ		0.657	t-CO ₂ /GJ
小計												
電気事業者（中部電力）												
昼間（8時～22時）	9.97	t-FWh	FWh									
夜間（22時～翌8時）	9.28	t-FWh	FWh									
その他電気事業者												
昼間（8時～22時）（事業者名）	9.97	t-FWh	FWh									
夜間（22時～翌8時）（事業者名）	9.28	t-FWh	FWh									
昼間（8時～22時）（事業者名）	9.97	t-FWh	FWh									
夜間（22時～翌8時）（事業者名）	9.28	t-FWh	FWh									
昼間（8時～22時）（事業者名）	9.97	t-FWh	FWh									
夜間（22時～翌8時）（事業者名）	9.28	t-FWh	FWh									
上記以外の買電（事業者名）	9.76	t-FWh	FWh									
自家発電※1												
（事業者名）												
（事業者名）												
（事業者名）												
（事業者名）												
小計												
電気事業者・熱供給による排出												
（副生エネルギーでないもの）												
（副生エネルギーでないもの）												
小計												
合計												
原油換算エネルギー使用量(k)												

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年度のエネルギー種別ごとの使用量合計を入力することにより、エネルギー起源CO₂排出量が自動計算される。

使用量、販売した副生エネルギーの量は、整数値（小数第1位を四捨五入）で入力

販売した副生エネルギーがあり排出量から控除する場合は、この欄を入力する。

その他の燃料、独自の単位発熱量・排出係数を使用する時はこの欄を利用する。

毎年度、国が電気事業者ごとに公表する排出係数を単位に注意して入力。昼間、夜間は同じ係数を入力。

自家発電に使用した燃料から算出

使用したエネルギーから算出。熱供給で他人から供給された電気を使う場合は、実排出係数と調整後排出係数をそれぞれ記入。

エネルギー起源CO₂について、実排出係数と調整後排出係数の使用時の排出量等が算出される。

電気事業、熱供給業を行っている者のみ入力

※1「自家発電」の排出係数については、発電するために投入した燃料使用量から算出すること。
 ※2「電気事業・熱供給業による供給」の欄については、電気事業用の発電所又は熱供給事業用の熱供給施設において生産し販売された熱又は電気の量を記入するとともに、その排出係数については、熱及び電気を発生・発電するために投入した燃料使用量等から算出すること。
 ※3「供給した熱」の排出係数については、熱を発生させるために電気を発生させた場合は、その電気量には実排出係数及び調整後排出係数を乗じてそれぞれ算出し、上欄及び下欄に記入すること。熱を発生させるために電気を発生していない場合は、排出係数は同じ値となる。

イ 非エネルギー起源 CO₂ 排出量（計算書②）

（ア）排出量の計算式

10 ページのとおり、非エネルギー起源 CO₂ に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数を掛けることにより排出量が算出されます。

$$\boxed{\text{非エネルギー起源CO}_2\text{排出量}} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数 (55^\circ\text{-ジ}^\circ\sim)}}$$

非エネルギー起源 CO₂ 排出量については、廃棄物原燃料使用に係る排出量（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 温室効果ガス排出量の算定方法は、温対法政省令と同様です。

（イ）非エネルギー起源 CO₂ 排出量に係る計算書②について

10 ページのとおり計算します。

ただし、廃棄物原燃料使用に関する排出活動等に係る活動量と、それ以外の排出活動等に係る活動量は区別して入力し、廃棄物原燃料使用に係る排出量（⑥2）と、それ以外の排出量（⑥1）を区別して算定します。

※ 規模要件の適用においては、廃棄物原燃料使用に係る排出量とそれ以外の排出量を合計して、3,000t-CO₂ 以上か否かを確認します（10 ページ参照）。

ウ その他温室効果ガス排出量（計算書③）

（ア）排出量の計算式

12 ページのとおり、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) に関する事業活動が行われている場合、活動量に排出係数、地球温暖化係数を掛けることにより排出量が算出されます。

排出量の算定に当たっては、全て二酸化炭素の量に換算した量（単位は t-CO₂）として計算します。

$$\boxed{\text{温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算)}} = \boxed{\text{活動量}} \times \boxed{\text{排出係数 (55^\circ\text{-ジ}^\circ\sim)}} \times \boxed{\text{地球温暖化係数 (71^\circ\text{-ジ}^\circ\text{別表21})}}$$

（イ）その他温室効果ガス排出量に係る計算書③について

12 ページのとおり計算します。

上記ア、イ、ウの算定方法は、温対法に基づく「温室効果ガスの排出量の算定・報告制度」と同じ方法です。

排出係数等は、原則としてこの手引きにあるものを用いることとしますが、実測を基にした排出係数等を設定して排出量を算定することもできます（規模要件確認時を除く）。そのような場合は、計算書の「その他」の欄に記入します。

【計算書③】 その他温室効果ガス排出量（基準年度）

12, 13 ページ
参照

【計算書②】 非エネルギー起源CO₂排出量（基準年度）

10, 11 ページ
参照

	対象となる排出活動、区分	活動量		排出係数		二酸化炭素排出量	
		① 数値	単位	② 単位	③=①×② t-CO ₂		
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分を除く）	廃棄物の焼却	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）		t	2.92	t-CO ₂ /t	
		合成繊維		t	2.29	t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ		t	1.72	t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t			
		その他の廃プラスチック類		t			
		ごみ固形燃料（RPF）		t			
	セメント製造	石灰		t			
		ドロマイト		t			
	ソーダ石灰ガラス又は鉄鋼の製造	石灰		t	0.440	t-CO ₂ /t	
		ドロマイト		t	0.471	t-CO ₂ /t	
	ソーダ灰の製造		t	1.000	t-CO ₂ /t		
	ソーダ灰の使用		t	0.415	t-CO ₂ /t		
	アンモニアの製造	石炭（一般・輸入）		t	2.3	t-CO ₂ /t	
		ナフサ		kL	2.2	t-CO ₂ /kL	
		石油コークス		t	2.8	t-CO ₂ /t	
		液化石油ガス（LPG）		t	3.0	t-CO ₂ /t	
		液化天然ガス（LNG）		t	2.7	t-CO ₂ /t	
		天然ガス（液化天然ガス（LNG）を除く）		千Nm ³	2.2	t-CO ₂ /千Nm ³	
		コークス炉ガス		千Nm ³	0.85	t-CO ₂ /千Nm ³	
	石油系炭化水素ガス		千Nm ³	2.30	t-CO ₂ /千Nm ³		
シリコンカーバイドの製造		t	2.30	t-CO ₂ /t			
カルシウムカーバイドの製造	石灰の製造		t	0.76	t-CO ₂ /t		
	石灰の還元		t	1.10	t-CO ₂ /t		
エチレンの製造		t	0.014	t-CO ₂ /t			
カルシウムカーバイドを原料としたアセチレンの使用		t	3.4	t-CO ₂ /t			
電気炉を使用した粗鋼の製造		t	0.005	t-CO ₂ /t			
ドライアイスとしてのCO ₂ 使用量		t	1	t-CO ₂ /t			
噴霧器の使用によるCO ₂ 排出量		t	1	t-CO ₂ /t			
その他							
合計（廃棄物原燃料使用分を除く）						①	
非エネルギー起源CO ₂ （廃棄物原燃料使用分）	廃棄物の焼却（化石燃料に代えて燃焼の用に供される場合）	廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）		t	2.92	t-CO ₂ /t	
		合成繊維		t	2.29	t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ		t	1.72	t-CO ₂ /t	
		合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t	2.55	t-CO ₂ /t	
		その他の廃プラスチック類		t	2.77	t-CO ₂ /t	
		ごみ固形燃料（RPF）		t	1.57	t-CO ₂ /t	
	製品の製造の用途への使用	ごみ固形燃料（RDF）		t	0.775	t-CO ₂ /t	
		廃ゴムタイヤ		t	2.77	t-CO ₂ /t	
	廃棄物燃料の使用	合成繊維及び廃ゴムタイヤ以外の廃プラスチック類（産業廃棄物に限る）		t			
		その他の廃プラスチック類		t	2.77	t-CO ₂ /t	
		廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く）から製造される燃料油		kL	2.63	t-CO ₂ /kL	
		廃プラスチック類から製造される燃料油（自ら製造するものを除く）		kL	2.62	t-CO ₂ /kL	
		ごみ固形燃料（廃棄物に該当しないRPF）		t	1.57	t-CO ₂ /t	
	その他	ごみ固形燃料（廃棄物に該当しないRDF）		t	0.775	t-CO ₂ /t	
合計（廃棄物原燃料使用分）						②	
非エネルギー起源CO₂ 総合計							

県内（名古屋市内を除く）の全ての事業所における前年度の排出活動・区分ごとの活動量合計を入力することにより、非エネルギー起源CO₂排出量が自動計算される。

独自の排出係数を使用する時はこの欄を利用する。

廃棄物原燃料使用分とそれ以外は、区別して記入し、排出量を算出する。

(4) 温室効果ガスの排出の状況 (別紙2)

① 温室効果ガス別の排出量 (基準年度)

規模要件により対象となった温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度(基準年度)における県内(名古屋市内を除く)の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。

当該温室効果ガスに係る(3)の計算書を入力することにより自動入力されます。

「①エネルギー起源CO₂」欄は、県内(名古屋市内を除く)でエネルギー使用量が1,500kl以上の場合に、実排出量(電気は実排出係数を使用)を記入します。

「②非エネルギー起源CO₂」～「⑨NF₃」は、県内(名古屋市内を除く)で排出量が3,000t-CO₂以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「②非エネルギー起源CO₂(③を除く)」と「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO₂」は合計で3,000t-CO₂以上の場合に、それぞれ区別して記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑩エネルギー起源CO₂(発電所等配分前)」の欄も記入します。

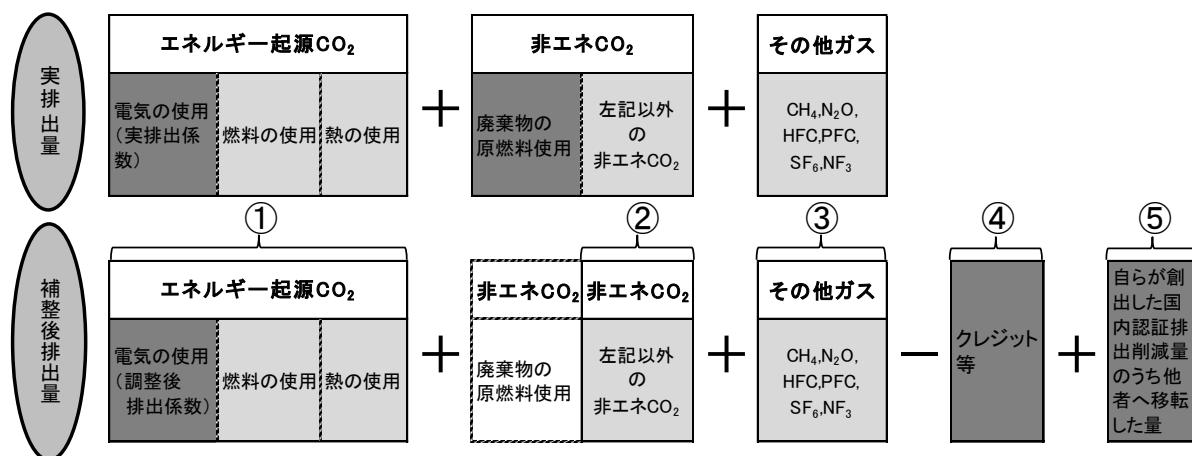
排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量 (基準年度)

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量(電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネCO₂分・クレジット等利用分を控除)を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る(3)の計算書及び、必要に応じ「別紙6(2)補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用」欄を入力することにより自動入力されます。

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

※ 補整後温室効果ガス排出量の算定イメージ



- 補整後温室効果ガス排出量は、【①+②+③-④+⑤】で補整します。(補整の結果、補整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)
- ①=エネルギー起源CO₂(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)
- ・他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数
 - ・燃料及び熱の使用に伴う実排出量
- ②=非エネルギー起源CO₂(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)
- ③=メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の実排出量
- ④=償却前移転された京都メカニズムクレジット、無効化されたJクレジット等(国内クレジットを含む)・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジット
- ⑤=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量

3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量 (基準年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
排出量 (t-CO ₂)					
	HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)
					合計 (①~⑩)

県内 (名古屋市内を除く) の全ての事業所における**基準年度 (前年度) の排出量合計**について記入。
対象となる**計算書①、②又は③**を入力することにより自動入力される。

②~⑨ 県内 (名古屋市内を除く) で排出量が 3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入
なお、②及び③は合計で 3,000t-CO₂以上の場合にそれぞれ記入

① 県内 (名古屋市内を除く) でエネルギー使用量が 1,500kl 以上の場合に、実排出量 (電気は実排出係数を使用) を記入
(t-CO₂)

①~⑩の合計を記入

⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

(2) 補整後の温室効果ガス排出量 (基準年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
--------------------------------------	--

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量 (電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギーCO₂分・クレジット等利用分を控除) を記入
クレジット等利用分を控除する場合は、別紙6(2)を入力すると**自動計算される**。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）（別紙3）

① 工場等の名称

県内（名古屋市内を除く）で、原油換算エネルギー使用量 1,500k1 以上又はエネルギー起源 CO₂ 以外の温室効果ガス排出量 3,000t-CO₂ 以上の大規模工場等（＝大規模事業所）の名称を記入します。

② 代表電話番号、郵便番号、所在地

大規模工場等の代表電話番号、郵便番号、所在地を記入します。代表電話番号は市外局番から記入します（担当者のダイヤルイン番号ではありませんのでご注意ください。）。

③ 事業の業種

事業所の主たる事業について、日本標準産業分類（53 ページ参照、平成 25 年 10 月改定）の大分類・中分類に従い、アルファベット・番号及び業種名を選択します。

④ 温室効果ガスの種類別の排出量

①の規模要件を満たした温室効果ガスのみについて、計画書を提出する前年度（基準年度）における大規模工場等の排出量をガスの種類別に記入します。

「①エネルギー起源 CO₂」欄は、事業所でのエネルギー使用量が 1,500k1 以上の場合に、実排出量（電気は実排出係数を使用）を記入します。

「②非エネルギー起源 CO₂」～「⑨NF₃」は、事業所での排出量が 3,000t-CO₂ 以上である温室効果ガスのみについて記入します。なお、「②非エネルギー起源 CO₂（③を除く）」と「③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源 CO₂」は合計で 3,000t-CO₂ 以上の場合に、それぞれ記入します。

なお、電気事業・熱供給業を行っている場合は「⑩エネルギー起源 CO₂（発電所等配分前）」も記入します。

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

大規模工場等の排出量算定のための計算書は添付されていませんが、計画書提出書エクセルファイルを別途ダウンロードし、計算書のみを利用していただくこともできます。

県内（名古屋市内を除く）の大規模工場等（大規模事業所）
における基準年度（前年度）の排出量について記入

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（基準年度）
（原油換算エネルギー使用量1,500kl以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量
3,000 t-CO₂以上の工場等）

1	工場等の名称				代表電話番号		
	郵便番号	工場等の所在地					
	事業の業種	大分類					
		中分類					
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂		②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
	排出量(t-CO ₂)					①～⑨の合計を記入	
	① 事業所でのエネルギー使用量が1,500kl以上の場合に、実排出量（電気は実排出係数を使用）を記入	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
		排出量(t-CO ₂)					
	事業の業種	大分類	②～⑨ 事業所での排出量が3,000t-CO ₂ 以上であるガスのみ記入 ②及び③は合計で3,000t-CO ₂ 以上の場合にそれぞれ記入				
	中分類	⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入					
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂		②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O
	排出量(t-CO ₂)						
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
	排出量(t-CO ₂)						

代表電話番号を市外局番から記入

① 事業所でのエネルギー使用量が1,500kl以上の場合に、実排出量（電気は実排出係数を使用）を記入

②～⑨ 事業所での排出量が3,000t-CO₂以上であるガスのみ記入
②及び③は合計で3,000t-CO₂以上の場合にそれぞれ記入

⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

3	工場等の名称				代表電話番号		
	郵便番号	工場等の所在地					
	事業の業種	大分類					
		中分類					
	大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料 使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	大規模工場等の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択		
		排出量(t-CO ₂)					
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
	排出量(t-CO ₂)						

(6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標（別紙4）

① 基準年度及び計画期間

基準年度：計画書を作成する前年度

計画開始年度：計画書を作成する年度

目標年度：計画開始年度＋2年度

※ 計画期間は、条例施行規則により原則3年とされていますが、やむを得ない理由により異なる年数とする時は、その理由を「目標設定の考え方」に記載します。

② 排出の抑制に係る目標

総排出量または原単位当たり排出量のいずれかで目標を立てます。

※ 総排出量の抑制目標の場合

- ・基準年度の総排出量

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を転記

- ・目標年度の目標総排出量、削減率

補整後温室効果ガスについての目標総排出量、基準年度の総排出量に対する目標削減率を設定し記入

総排出量は小数点以下切捨、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入します。

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

- ・原単位の指標

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し記入。事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができる。ただし、全ての原単位当たり排出量により、県内（名古屋市内を除く）の事業者全体の排出量を網羅すること。

- ・単位

補助単位として千又は百万を使用してもよい。

- ・基準年度の原単位当たり排出量

補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を原単位の指標で割って算出し、記入

- ・目標年度の原単位当たり目標排出量、削減率

目標年度における補整後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割る値についての目標排出量、基準年度の原単位当たり排出量に対する削減率を設定し記入

原単位当たり排出量は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入します。

③ 目標設定の考え方

目標排出量や削減率の値を設定した考え方を記入します。

計画期間をやむを得ない理由により3年ではない年数とした時は、その理由も記入します。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

(1) 基準年度及び計画期間

基準年度		計画期間			
		計画開始年度		目標年度	
平成	年度	平成	年度	平成	年度

基準年度：計画書を作成する前年度
 計画開始年度：計画書を作成する年度
 目標年度：計画開始年度+2年度

総排出量または原単位当たり排出量のいずれかで目標を立てる。

(2) 排出の抑制に係る目標

※ 総排出量の抑制目標の場合

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 、%)	目標総排出量・削減率を設定し記入		
	基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標と単位		基準年度の 原単位当たり排出量		目標年度の 原単位当たり目標排出量		削減率
指標名	単位		単位		単位	
1						
3						
4						
8						
9						
10						

補正後温室効果ガス排出量(別紙2の3(2)の値)を転記

総排出量は小数点以下切捨、削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ指標を設定し、その名称を記入

補正後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、基準年度の原単位当たり排出量を算出し記入

原単位当たり目標排出量・削減率を設定し記入

事業所や部門によって、原単位の指標が異なる場合は、複数設定することができる。ただし、全ての原単位当たり排出量により、県内(名古屋市内を除く)の事業者全体の排出量を網羅すること。

原単位当たり排出量は有効数字4桁(5桁目を四捨五入)、削減率は小数第1位(小数第2位を四捨五入)で記入

(3) 目標設定の考え方

- (例1) 毎年、1%ずつのエネルギー使用量の削減を図り、3年で3%削減する。
- (例2) 今後3年間は事業拡大予定のため、原単位当たり排出量の抑制目標を設定する。既存設備の改修はもちろん、新規設備は高効率なものを導入し、温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ生産量当たりの排出量を、3年で4%削減する。
- (例3) 廃棄物焼却に係る非エネルギー起源CO₂排出量について、できる限りリサイクルを進めることにより、3年で3%削減する。

目標排出量や削減率の値を設定した考え方を記入

(7) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置（別紙5）

① 対策の分類

下の分類から選択します。

大分類			小分類
ボイラー	工業炉 (電気式を除く)	電気加熱設備	効率や負荷を考慮した管理・対策 新設時、更新時等における措置 廃熱の回収利用
冷却設備	空気調和設備	給湯設備	
発電専用設備・コージェネレーション設備	受変電設備・配電設備	電動応用設備・昇降機（ポンプ、ファン等を含む）	
照明設備	事務用機器	業務用機器（厨房機器、業務用冷蔵庫、医療機器等）	
その他			

② 対策の内容

主に、設備投資を伴う等、対策期待効果を定量的に算定できる措置の計画を記入します。
 省エネ法の中長期計画書の「Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」の中から、県内分（名古屋市内分を除く）で計画期間内に予定する対策を記入することもできます。

③ 該当する工場等

複数の事業所が該当する場合はそれぞれの事業所の名称を記入し、全ての事業所が対象となる場合は「全ての事業所」と記入します。

④ 実施予定年度

和暦で記入します。複数年にわたる時は「平成〇年度～〇年度」と記入します。

⑤ 対策期待効果

エネルギー起源 CO₂に係る措置については、原油換算エネルギー使用量（k1）の年間削減量を記入します。

6.5 ガスに係る措置については、温室効果ガス排出量の年間削減量（t-CO₂）を記入します。

省エネ法の中長期計画書の「Ⅱ 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果」の中から、県内分（名古屋市内分を除く）で計画期間内に予定する対策を記入することもできる。

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置

1	対策の分類		対策の内容	該当する工場等	実施予定年度	対策期待効果	
	大分類	小分類				単位	
1							
4							
5							
6							
7	大分類		小分類				
8	ボイラー	工業炉(電気式を除く)	電気加熱設備	効率や負荷を考慮した管理・対策			
9	冷却設備	空気調和設備	給湯設備	新設時・更新時等における措置			
10	発電専用設備・コージェネレーション設備	受変電設備・配電設備	電動力応用設備・昇降機	廃熱の回収利用			
11	照明設備	事務用機器	業務用機器				
12	その他						
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

下の分類から選択
※ 省エネ法の中長期計画書から対策を抽出する場合も、記入が必要

主に、設備投資を伴う等、対策期待効果を定量的に算定できる措置の計画を記入

和暦で記入

複数の事業所が該当する場合は、それぞれの事業所の名称を記入し、全ての事業所が対象となる場合は、「全ての事業所」と記入

エネルギー起源 CO₂ は、原油換算エネルギー使用量 (kl) の年間削減量を記入
6.5 ガスは、温室効果ガス排出量の年間削減量 (t-CO₂) を記入

(8) クレジット等の利用、その他地球温暖化対策に係る措置（別紙6）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用する（した）と捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に実排出量から控除することができます。

なお、計画書において計上しなかった場合でも、実施状況書で計上することもできます。

① 種類

温室効果ガスの目標排出量の達成のために用いるクレジット等に関し、計画期間に、償却前移転する予定の京都メカニズムクレジットや無効化する予定のJ-クレジット[※]等（国内クレジットを含む）・グリーンエネルギーCO₂削減相当量・二国間クレジットについて記入します。

また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いることとしたクレジット等についても記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

※ J-クレジット…平成25年度から施行される国内認証排出削減量の名称。国内クレジットも一定期間は事業継続できる。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、①京都メカニズムクレジット、②J-クレジット等（国内クレジットを含む。以下同じ。）、③グリーンエネルギーCO₂削減相当量、④二国間クレジットの4種類です。さらに、それぞれのクレジット等について、計画期間に用いる予定のものか、基準年度に用いるものかを選択します。

また、算定対象年度において、自らが創出した国内認証排出削減量を他者に移転した場合は、「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択します。

② オフセット対象工場等

クレジット等を利用する事業所について記入します。特に事業所が限定されていない時は、「県内（名古屋市内を除く）全事業所」などと記入します。

③ 温室効果ガス換算量

クレジット等の量を二酸化炭素換算量（t-CO₂）で記入します。

「自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量」を選択した場合は、負の数を入力します。

④ クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした算定方法及び考え方、必要に応じクレジットの移転日・償却日を記入します。主な考え方は次のとおりです。

- ・全ての事業所が県内（名古屋市内を除く）にある場合、事業者として利用するクレジット等の全てが県内（名古屋市内を除く）の事業所で利用される。
- ・県内（名古屋市内を除く）の事業所で生産（又は提供）している製品（又はサービス）に対し、それらに係る温室効果ガス排出量をクレジット等によりオフセットする場合、当該事業所からの排出量に係る分を県内（名古屋市内を除く）で利用するものと見なす。
- ・事業者全体として利用するクレジット等について、事業者全体の温室効果ガス排出量における県内（名古屋市内を除く）の事業所からの温室効果ガス排出量の割合で按分した量を、県内（名古屋市内を除く）で利用するクレジット等と見なす。

⑤ その他地球温暖化対策に係る措置

対策期待効果を定量的に算出できない地球温暖化対策に係る措置について記入します。

別紙6

(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用

種類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
計画期間中での合計		
基準年度での合計		

県内（名古屋市内を除く）で計画期間において利用する予定であるクレジット等について選択
また、基準年度の補整後温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等について選択

自らが創出した国内認証排出量削減量のうち他者への移転量を選択した場合は、負の数を記入

次の種類の中から選択する。

- 1 京都クレジット (計画期間)
- 2 J-クレジット等 (計画期間)
- 3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量 (計画期間)
- 4 二国間クレジット (計画期間)
- 5 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (計画期間)
- 6 京都クレジット (基準年度)
- 7 J-クレジット等 (基準年度)
- 8 グリーンエネルギーCO₂削減相当量 (基準年度)
- 9 二国間クレジット (基準年度)
- 10 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量 (基準年度)

(3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

(例1)
愛知工場でも生産している製品Aに係る年間排出量500t-CO₂、計画期間の3年間で1,500t-CO₂についてJ-クレジットを購入しオフセットする予定であるが、製品Aを製造するために愛知工場では年間300t-CO₂、3年間で900t-CO₂排出しているためその分を計上した。

(例2)
温室効果ガス排出量削減のため、全社で京都メカニズムクレジットを毎年度500t-CO₂、計画期間の3年間で1,500t-CO₂を購入し償却前移転等を行う予定であるが、前年度の全社での温室効果ガス排出量が20,000t-CO₂に対し、愛知県内（名古屋市を除く）での排出量が10,000t-CO₂であるため、排出量按分した750t-CO₂を計上した。

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由等を記入

(4) その他地球温暖化対策に係る措置

(例)

- ・月に一度、社内で省エネ推進会議を開催し、エネルギーの使用状況、対策の実施状況を確認・フォローを行うとともに、経営層へ報告を行う。
- ・エア漏れチェックの徹底、不必要な照明OFF運動を徹底する。
- ・月に一度、空調用フィルターの清掃を徹底する。
- ・事務棟の屋根について、屋上緑化を行う。
- ・専門家による省エネ診断を実施する。
- ・外部講習会や外部講師等を利用して、従業員の省エネ・温暖化対策教育に努める。
- ・温室効果ガスの排出が少ない低炭素型製品や省エネ製品の開発・研究を行う。

対策期待効果を定量的に算出できない地球温暖化対策に係る措置について記入

5 地球温暖化対策実施状況書の作成

地球温暖化対策実施状況書の様式は、県ウェブサイトからダウンロードできます。

<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000004635.html>

計画書で対象となった温室効果ガスの種類について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、作成・提出します。

計画期間内は、計画書で対象となった温室効果ガスについて規模要件を下回ったとしても、当該ガスを対象として実施状況書を作成・提出します。

※ 工場等の縮小・閉鎖などの構造的な変更等によりすべての温室効果ガスに係る規模要件を下回り、計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合は、非該当届出を提出します（44ページ参照）。

対象となっていない温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明した時は、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更し再提出するとともに、実施状況書はその温室効果ガスを含めて作成し提出します（44ページ参照）。

（1）地球温暖化対策実施状況書提出書（様式第49）

① 県内の主たる工場等の名称、県内の主たる工場等の所在地

計画書で選定した事業所について記入します。事業所が廃止されない限り変更しません。

② 該当する事業者の要件

計画書で対象となった要件を全て選択します。

その他、計画書（16ページ）と同様に記入します。

事業者番号	※
-------	---

地球温暖化対策実施状況書提出書

平成 年 月 日

愛知県知事 殿

郵便番号	
提出者住所	
名称(カナ)	事業者の住所(本社所在地等)、事業者名等を記入
名称	
代表者氏名	代表者役職名・氏名を記入

県民の生活環境の保全等に関する条例第74条第1項の規定により、地球温暖化対策実施状況書を提出します。

県内の主たる工場等の名称	計画書で選定した主たる事業所について記入 →当該事業所のある市町村を所管する県事務所等に実施状況書を提出		
県内の主たる工場等の所在地			
該当する事業者の要件	<input type="checkbox"/>	規則第80条第1項第1号該当事業者	計画書で対象となった要件を全て選択 80条-1-1 エネルギー使用量1,500k1以上 80条-1-2 6.5ガス排出量3,000t-CO ₂ 以上 80条-2 フランチャイズチェーン事業者
	<input type="checkbox"/>	規則第80条第1項第2号該当事業者	
	<input type="checkbox"/>	規則第80条第2項該当事業者	
主たる事業の業種	大分類	事業者の主たる事業について、日本標準産業分類の大分類・中分類を選択	
	中分類		
主たる事業の内容			
事業者の規模	資本金		円
	常時使用する従業員数	事業者全体（県外を含む）の従業員数を記入	
地球温暖化対策実施状況書	別紙のとおり。		
連絡先	担当部署	担当部署名	法人名を除き、それ以降の部署名を記入
		郵便番号	
		所在地	計画書制度の関係書類はこの連絡先に送付
	担当者名		
	電話番号		
	ファクシミリ番号		
メールアドレス			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 連鎖化事業者にあつては、「主たる事業の業種」欄及び「主たる事業の内容」欄には、連鎖化事業の業種又は内容を記載すること。

(2) 地球温暖化の対策の推進に関する方針及び推進体制（別紙1）

実績年度（前年度）における推進方針、推進体制を記入します。
計画書の内容から変更があった場合は、修正して記入します。

別紙1

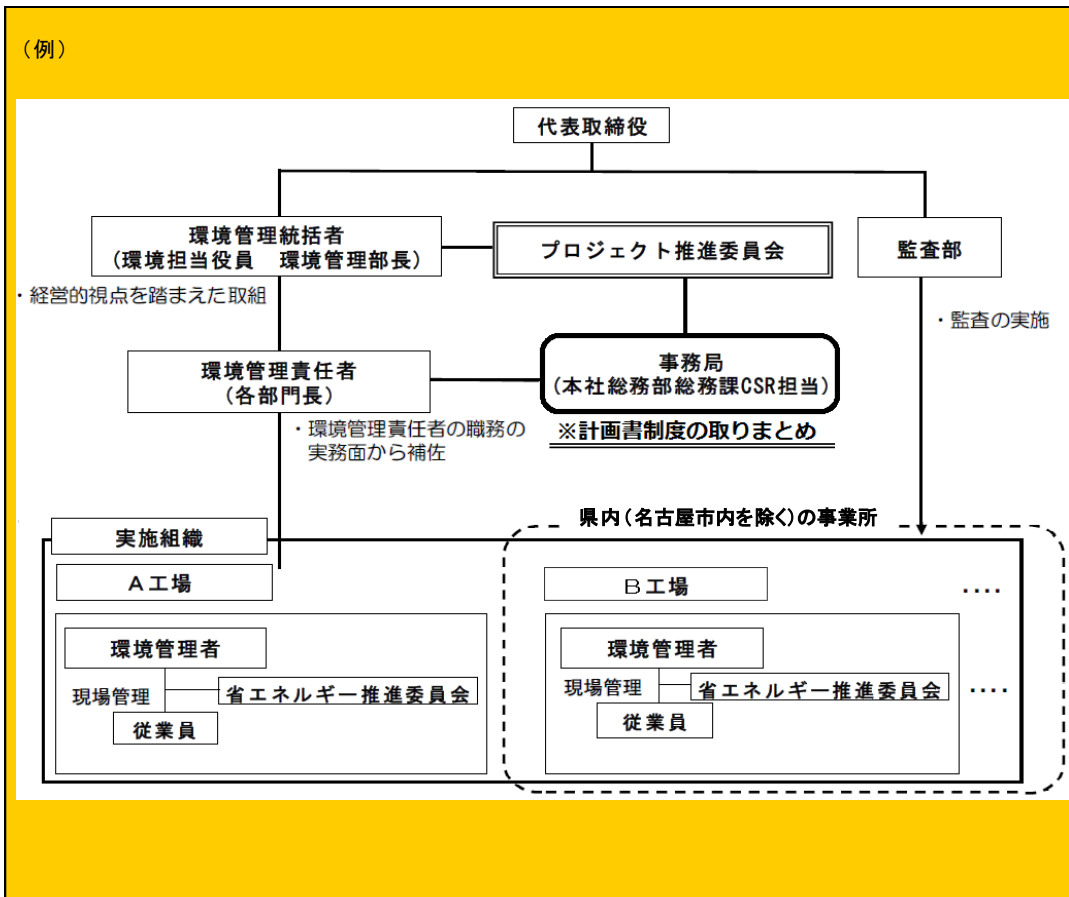
1 地球温暖化の対策の推進に関する方針

(例)

当社は、地球温暖化対策の重要性と企業に求められる社会的責任を踏まえて、当社から排出される温室効果ガスの削減を図るため、経営層を含めた責任者と担当者を明確化しつつ全員参加体制による社内の管理体制を構築し、計画的な取組を実施することにより、持続的発展が可能な企業を目指していきます。

- ・機器・設備の効率の改善に必要な事項の計測・記録、保守・点検を定期的に行い、良好で効率的な状態を維持します。
- ・設備改修においては投資回収年数が5年以内のものは実施します。
- ・効率において最新機器に対し10%の差がついたときは改修又は更新を検討します。
- ・この取組方針、温室効果ガス排出抑制目標の遵守状況について定期的に確認・評価を行い、取組の更なる計画、実施につなげます。
- ・取組方針、評価手法について、定期的に精査を行い、必要に応じ見直しを行います。
- ・従業員への研修や、社外への積極的な情報発信を行います。

2 地球温暖化の対策の推進体制



(4) 温室効果ガスの排出の状況 (別紙2)

① 温室効果ガス別の排出量 (実績年度)

計画書で対象となった温室効果ガスのみについて、実施状況書を提出する前年度 (実績年度) における県内 (名古屋市内を除く) の全ての事業所の排出量合計をガスの種類別に記入します。
 当該温室効果ガスに係る (3) の計算書を入力することにより自動入力されます。
 排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

② 補整後の温室効果ガス排出量 (実績年度)

全ての事業者は補整後温室効果ガス排出量 (電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネ CO₂分・クレジット等利用分を控除) を記入します。規模要件により対象となった温室効果ガスに係る (3) の計算書及び、必要に応じ「別紙6 (2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績」欄を入力することにより自動入力されます。
 排出量は小数点以下切捨の整数値で記入します。

別紙2

県内 (名古屋市内を除く) の全ての事業所における**実績年度 (前年度) の排出量合計**について記入。
対象となる計算書①、②又は③を入力することにより自動入力される。

3 温室効果ガスの排出の状況

(1) 温室効果ガス別の排出量 (実績年度)

温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
排出量 (t-CO ₂)						
温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計 (①~⑨)
排出量 (t-CO ₂)	計画書で対象となったガスのみについて記入 計画期間内は、当該ガスの規模要件を下回ったとしても記入			⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入	①~⑨の合計を記入	

(2) 補整後の温室効果ガス排出量 (実績年度)

補整後温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	
-----------------------------------	--

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

全ての事業者が補整後温室効果ガス排出量 (電気は調整後排出係数を使用、廃棄物の原燃料使用に伴う非エネ CO₂分・クレジット等利用分を控除) を記入
 クレジット等利用分を控除する場合は、別紙6 (2) を入力すると**自動計算される**。

(5) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）（別紙3）

計画書作成時に対象となった大規模工場等や計画期間内に規模要件を上回った大規模工場等について、実施状況書を提出する前年度（実績年度）における状況に関し、記入します。

計画期間内は、一度でも対象となった大規模工場等については規模要件を下回ったとしても、対象ガスについて記入を続けます。

この場合、大規模工場等の番号は変更しないものとし、計画期間内に新たに規模要件を上回った大規模工場等については、新たな番号の欄に記入します。

大規模工場等が、計画期間内に廃止、休止又は譲渡された場合は、計画期間内の実施状況書では、対象となっていた温室効果ガス排出量の欄に「廃止」、「休止」又は「譲渡」と記入します。

県内（名古屋市内を除く）の大規模事業所における**実績年度（前年度）の排出量**について記入

別紙3

(3) 大規模工場等の温室効果ガス排出量（実績年度）

（原油換算エネルギー使用量1,500k1以上又はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出量3,000 t-CO₂以上の工場等）

1	工場等の名称				代表電話番号		
	郵便番号	工場等の所在地					
	事業の業種	大分類					
		中分類					
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
	排出量(t-CO ₂)						①～⑨の合計を記入
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
	排出量(t-CO ₂)						

代表電話番号を市外局番から記入

計画書で対象となったガスのみについて記入
計画期間内は、当該ガスの規模要件を下回ったとしても記入

⑩ 電気事業・熱供給業を行っている場合は配分前の数字も記入

2	工場等の名称				代表電話番号		
	郵便番号	工場等の所在地					
	事業の業種	大分類					
		中分類					
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
	排出量(t-CO ₂)						
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
	排出量(t-CO ₂)						

大規模工場等が、廃止、休止又は譲渡された場合は、対象ガスの排出量の欄にその旨を記入

排出量は小数点以下切捨の整数値で記入

3	工場等の名称				代表電話番号		
	郵便番号	工場等の所在地					
	事業の業種	大分類					
		中分類					
	温室効果ガスの種類	①エネルギー起源CO ₂	②非エネルギー起源CO ₂ (③を除く。)	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO ₂	④CH ₄	⑤N ₂ O	
	排出量(t-CO ₂)						
	温室効果ガスの種類	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF ₆	⑨NF ₃	⑩エネルギー起源CO ₂ (発電所等配分前)	合計(①～⑨)
	排出量(t-CO ₂)						

大規模工場等について、複数ある場合は全てを記入

大規模工場等の番号は変更しないものとし、計画期間内に新たに規模要件を上回った大規模工場等については、新たな番号の欄に記入

(6) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況（別紙4）

① 基準年度、計画期間及び実績年度

基準年度
計画開始年度 } 計画書の記載を転記
目標年度
実績年度：実施状況書を作成する前年度

② 排出の抑制に係る目標の達成状況

計画書で目標を立てた総排出量または原単位当たり排出量のいずれかについて記入します。

※ 総排出量の抑制目標の場合

- ・基準年度の総排出量
- ・目標年度の目標総排出量、削減率 } 計画書の記載を転記
- ・実績年度の総排出量、削減率(実績)：
補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を転記、基準年度の総排出量に対する削減率を記入

総排出量は小数点以下切捨、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入します。

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

- ・原単位の指標、単位
- ・基準年度の原単位当たり排出量
- ・目標年度の原単位当たり目標排出量、削減率 } 計画書の記載を転記
- ・実績年度の原単位当たり排出量、削減率(実績)：
補整後温室効果ガス排出量（別紙2の3（2）の値）を原単位の指標で割った排出量、基準年度の原単位当たり排出量に対する削減率を記入します。

原単位当たり排出量は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入します。

③ 達成状況とその主な要因

達成又は未達成の主な要因を、「5（1）の温室効果ガスの排出抑制に係る措置」等を踏まえて記入します。

4 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

(1) 基準年度、計画期間及び実績年度

基準年度		計画期間				実績年度	
		計画開始年度		目標年度			
平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度

基準年度：計画書の記載を転記
 計画開始年度：計画書の記載を転記
 目標年度：計画書の記載を転記
実績年度：実施状況書を作成する前年度

(2) 排出の抑制に係る目標の達成状況

※ 総排出量の抑制目標の場合

温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ 、%)	基準年度の総排出量	目標年度の目標総排出量	削減率	実績年度の総排出量	削減率 (実績)

計画書で目標を立てた総排出量または原単位当たり排出量のいずれかについて記入

実績年度（前年度）における補正後温室効果ガス排出量を転記、削減率を記入

※ 原単位当たり排出量の抑制目標の場合

原単位の指標と単位		基準年度の原単位当たり排出量		目標年度の原単位当たり目標排出量		削減率	実績年度の原単位当たり排出量		削減率 (実績)
指標名	単位		単位		単位			単位	
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									

計画書に記載した、基準年度総排出量・目標総排出量・削減率を転記

総排出量は小数点以下切捨、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入

計画書に記載した、原単位の指標・単位、基準年度原単位当たり排出量、目標排出量・削減率を転記

実績年度（前年度）における補正後温室効果ガス排出量を原単位の指標で割って、原単位当たり排出量及び基準年度に対する削減率を記入

計画書で原単位当たり排出量の目標を複数設定した場合は、それぞれの実績について記入

原単位当たり排出量は有効数字4桁（5桁目を四捨五入）、削減率は小数第1位（小数第2位を四捨五入）で記入

(3) 達成状況とその主な要因

(例1)

総排出量は基準年度から1.1%削減となり、目標年度の抑制目標の達成のための年1%削減を達成した。これは、計画書に掲げた温室効果ガス排出抑制に係る措置について予定どおり実施したことによる。

(例2)

原単位当たりの排出量は、基準年度と同レベルであり、抑制を図ることができなかった。これは、計画書に掲げた温室効果ガス排出抑制に係る措置のうち、空調機器の省エネ型への切り替えが遅れたことによる。

達成又は未達成の主な要因を、42ページの「5(1)温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況」等を踏まえて記入

(7) 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況（別紙5）

計画書で記入した措置及び追加的に行った措置等について、実績年度（前年度）における実施状況を記入します。

別紙5

計画書で記載した措置及び追加的に行った措置等について、実績年度（前年度）における実施状況を記入

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況

	対策の分類		対策の内容	該当する工場等
	大分類	小分類		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

下の分類から選択

実績年度（前年度）における主に、設備投資等を伴う措置の実績を記入

複数の事業所が該当する場合は、それぞれの事業所の名称を記入し、全ての事業所が対象となる場合は、「全ての事業所」と記入

大分類			小分類
ボイラー	工業炉(電気式を除く)	電気加熱設備	効率や負荷を考慮した管理・対策
冷却設備	空気調和設備	給湯設備	新設時・更新時等における措置
発電専用設備・コージェネレーション設備	受変電設備・配電設備	電動力応用設備・昇降機	廃熱の回収利用
照明設備	事務用機器	業務用機器	
その他			

(8) クレジット等の利用実績、その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況（別紙6）

クレジット等については、県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられる温室効果ガス換算量を、補整後温室効果ガス排出量の算定時に実排出量から控除することができます。

① クレジット等の利用実績等について

実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量の算定に用いることとしたクレジット等について記入します（電気事業者が調整後排出係数に反映するための量を除く。）。

計画書制度に使用できるクレジット等は、温対法と同様に、実績年度（前年度）に償却前移転した①京都メカニズムクレジット及び、無効化した②J-クレジット等（国内クレジットを含む）・③グリーンエネルギーCO₂削減相当量・④二国間クレジットの4種類ですので、その中から選択します。

その他のクレジット等に係る記入方法については、計画書（32ページ）と同様です。

② その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

実績年度（前年度）に行った「5（1）温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況」以外の地球温暖化対策に係る措置の実施状況について記入します。

別紙6

(2) 補整後の温室効果ガス排出量の算出に用いるクレジット等の利用実績

種 類	オフセット対象工場等	温室効果ガス換算量 (t-CO ₂)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

県内（名古屋市内を除く）で利用したと捉えられ、**実績年度（前年度）の補整後温室効果ガス排出量の算定に用いるクレジット等について記入**

自ら創出した国内認証排出量削減量のうち他者への移転量を選択した場合は、負の数を記入

次の種類の中から選択する。
 1 京都クレジット
 2 J-クレジット等
 3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量
 4 二国間クレジット
 5 自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者への移転量

(3) クレジット等に関する温室効果ガス換算量の算定方法及び考え方

(例1)
 愛知工場でも生産している製品Aに係る前年度の排出量700t-CO₂について、J-クレジットを購入・無効化し、オフセットした。愛知工場でのオフセット分は、同工場で製品Aを製造するために排出された400t-CO₂であるため、その分を計上した。
 （償却日：平成〇年〇月〇日）

(例2)
 温室効果ガス排出量削減のため、全社で京都メカニズムクレジットを前年度に600t-CO₂購入し償却前移転等を行った。前年度の全社での温室効果ガス排出量が24,000t-CO₂に対し、愛知県内（名古屋市内を除く）での排出量が8,000t-CO₂であるため、排出量按分した200t-CO₂を計上した。（移転日：平成〇年〇月〇日）

(4) その他地球温暖化対策に係る措置の実施状況

(例)

- ・月に一度の省エネ推進会議を5月から開催し、エネ監・フォローを行うとともに、経営層へ報告を行う。
- ・A工場においてはエア漏れチェックを重点項目とし、B工場においては不必要な照明OFF運動を重点項目として取組を行った。
- ・空調用フィルターの清掃は汚れが少なかったため、四半期に一度とした。
- ・事務棟の屋根の一部（100m²）について、屋上緑化を行った。
- ・省エネセンターの事業を活用して省エネ診断を行い、10の改善項目を見つけ出した。
- ・国(6月)・県(9月)・省エネセンター(12月)の省エネ講習会に職員を積極的に参加させた。
- ・従来製品よりエネルギー消費効率が3%高いポンプを開発中である。

クレジット等について、県内（名古屋市内を除く）の事業所に係る量とした理由や、クレジット等の移転日・償却日を記入

実績年度（前年度）に行った「5（1）温室効果ガスの排出抑制に係る措置の実施状況」以外の地球温暖化対策に係る措置の実施状況について記入

6 計画書の変更、非該当届出等について

(1) 計画書の変更について

対象となっていなかった温室効果ガスについて規模要件を満たすことが判明した時は、速やかに当該ガスを対象に含めた計画書へと変更します（原則、計画期間は変更しない。）。

※ 複数の温室効果ガスが対象となっており、その内のいくつかのガスについて規模要件を下回ったとしても、計画期間内は、当該ガスも対象として実施状況書を作成・提出します。

また、計画書を提出した後、大幅な状況の変化（事業内容の変更など）があった場合は、計画書の目標、措置等の内容を変更することができます（原則、計画期間は変更しない。）。

計画書の変更を行う場合は、速やかに所轄の県事務所等（15 ページ参照）に電話連絡・相談の上、原則、電子申請・届出システムにより提出します。

(2) 事業者名、連絡先の変更等に係る届出について

次に掲げる事項の変更が生じた場合は、速やかに所轄の県事務所等（15 ページ参照）に電話連絡の上、書面（様式は自由）により届出を行います（郵送・ファクシミリ可）。

- ・事業者名、住所の変更
- ・連絡先（担当部署、所在地、担当者名、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス）

(3) 非該当届出について

次に掲げる事項が生じた場合は、速やかに所轄の県事務所等（15 ページ参照）に電話連絡の上、非該当届出を提出します（郵送・ファクシミリ可）。

- ・会社・団体の解散
- ・合併による会社・団体の消滅
- ・工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行

（工場等の構造的な変更等により計画期間内に再度対象規模になる可能性がない場合に限る。）

※ その他省エネ化や生産変動等によりエネルギー使用量等が減少し、規模要件を下回ったとしても、計画期間内は実施状況書を提出します。計画期間が満了し、その時点で規模要件を下回っている場合は次の計画書の提出は必要ありません。

愛知県知事殿

提出者 住 所
氏 名
(名称及び代表者氏名)

地球温暖化対策事業者 非該当届出書

1 非該当の理由

- ア 会社・団体の解散（平成 年 月 日）
- イ 合併による会社・団体の消滅（平成 年 月 日）
- ウ 工場等の縮小・閉鎖等による対象規模未満事業者への移行
(具体的内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付)

- エ その他（具体的内容を記載、必要に応じ根拠資料を添付）

2 前年度のエネルギー使用量又は温室効果ガス排出量等について

前年度のエネルギー使用量 (燃料、熱及び電気の使用量の 合算〔原油換算〕)	k l			
前年度のエネルギー起源 CO ₂ 以 外の温室効果ガス排出量及び 従業員数 (ただし、HFC, PFC, SF ₆ , NF ₃ は年 間の排出量、従業員数は会社 全体)	非エネルギー起源 CO ₂	t-CO ₂	P F C	t-CO ₂
	C H ₄	t-CO ₂	S F ₆	t-CO ₂
	N ₂ O	t-CO ₂	N F ₃	t-CO ₂
	H F C	t-CO ₂	/	
	従業員数	人		

連絡先	担当部署名	
	担当部署所在地	
	担当者名	
	電話番号	

7 温室効果ガス排出量等の公表について

条例第 73 条第 3 項（第 74 条第 2 項により準用する場合を含む）に基づき、次の項目を公表します。

(1) 計画書

- 様式第 48 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
- 別紙 2 基準年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
- 別紙 3 大規模工場等の温室効果ガス排出量（求めに応じ公開します。）
- 別紙 4 基準年度及び計画期間、排出の抑制に係る目標
（ただし、基準年度の原単位当たり排出量及び目標年度の原単位当たり目標排出量は除く。その場合、原単位の指標及び削減率は公表します。）

(2) 実施状況書

- 様式第 49 氏名又は名称及び住所、県内の主たる工場等の名称及び所在地、主たる事業の業種
- 別紙 2 実績年度の温室効果ガス別の排出量、補整後の温室効果ガス排出量
- 別紙 3 大規模工場等の温室効果ガス排出量（求めに応じ公開します。）
- 別紙 4 基準年度、計画期間及び実績年度、排出の抑制に係る目標の達成状況
（ただし、基準年度の原単位当たり排出量、目標年度の原単位当たり目標排出量及び実績年度の原単位当たり排出量は除く。その場合、原単位の指標及び削減率は公表します。）

また、条例第 73 条第 2 項（第 74 条第 2 項により準用する場合を含む）において、地球温暖化対策事業者は、計画書及び実施状況書を作成したときはその内容の公表に努めることとされていますので、自主的な公表にも努めてください。